

公営企業各事業における
現状と課題
(参考資料)

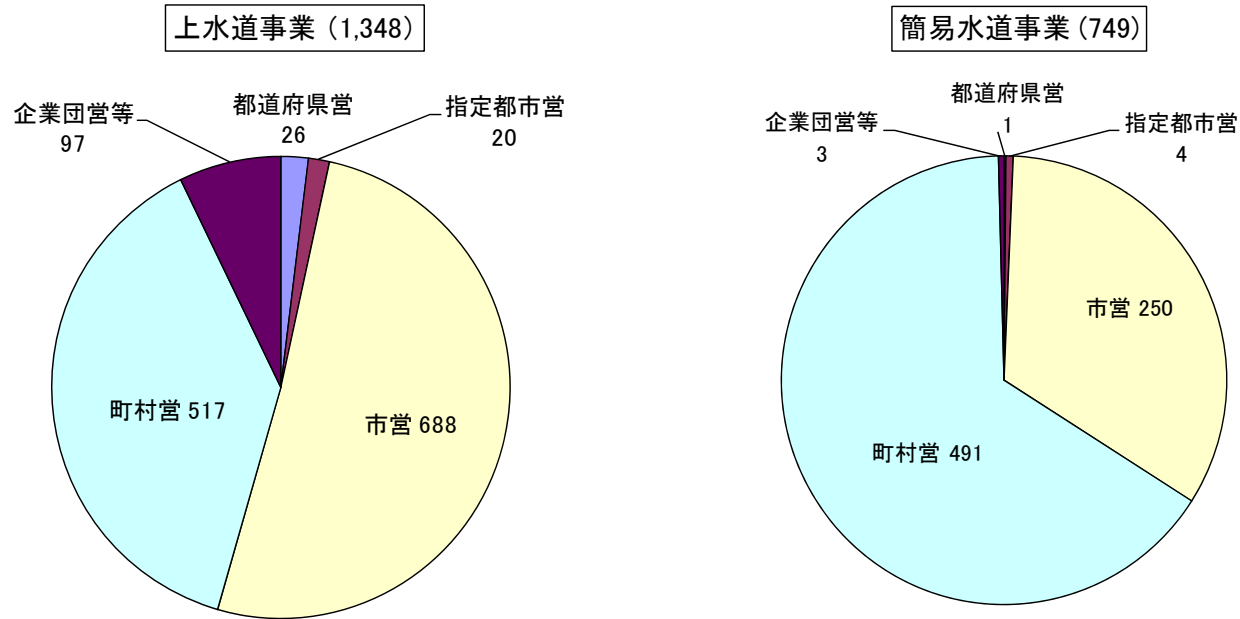
【目次】

1. 水道事業における現状と課題 …… p 2
2. 工業用水道事業における現状と課題 …… p22
3. 交通事業における現状と課題 …… p24
4. 電気事業・ガス事業における現状と課題 …… p36

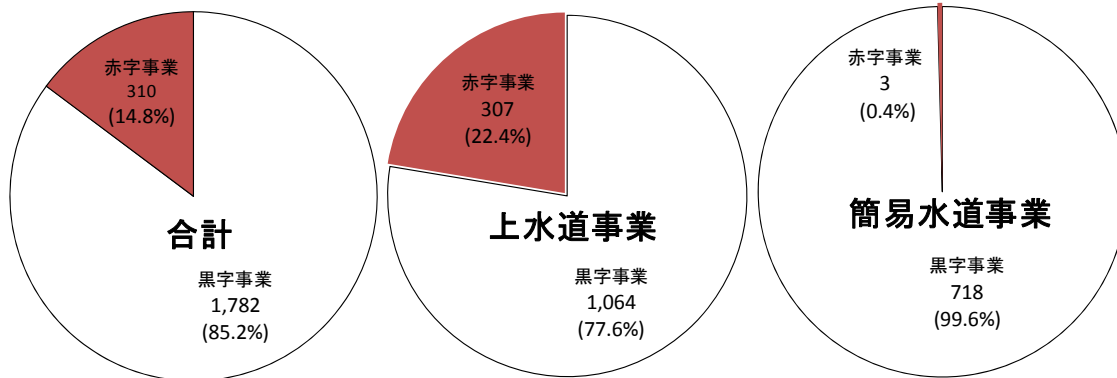
1. 水道事業における現状と課題

水道事業の平成26年度決算の状況①

(1) 経営主体別事業者数



(2) 経営状況



※上水道事業には、建設中の事業（3事業）を除き、法適用の簡易水道事業（26事業）を含む。

総収支額 (単位: 億円、%)

年度	22	23	24	25	26
収支別					
黒字 (対前年度伸率)	2,887 4.5	2,365 △ 18.1	2,546 7.7	2,684 5.4	2,754 2.6
赤字 (対前年度伸率)	686 408.1	265 △ 61.4	174 △ 34.3	166 △ 4.6	941 466.9
計 (対前年度伸率)	2,202 △ 16.2	2,101 △ 4.6	2,372 12.9	2,518 6.2	1,814 △ 28.0

水道事業の平成26年度決算の状況②（法適用事業）

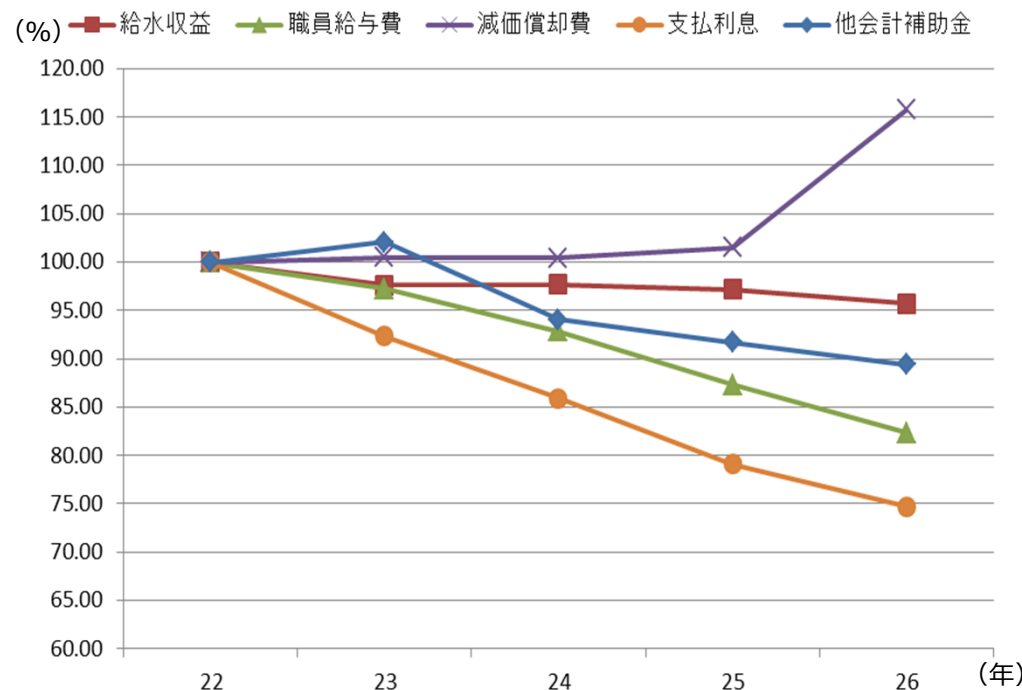
- 営業損益については、給水収益が給水人口の減少に伴い**減少傾向**（平成22年度から約1,194億円減少）にあるなかで、職員給与費を**削減**（平成22年度から約677億円減少、職員数約3,000人減）するなどしているが、減価償却費の**増加**（みなし償却制度の廃止等）等に伴い、前年度比**約1,490億円の減**。
- 経常損益については、支払利息が平成22年度から一貫して**減少**しており、また、長期前受金戻入（資産の取得等に伴い交付される補助金等）について、減価償却見合い分を収益化）を計上したことなどに伴い、前年度比**約1,110億円の増**。
- 事業全体の純損益は、特別損失（過年度の退職給付引当金の計上等）の影響で**約704億円減少**しているものの、**約1,762億円の黒字**。

※下線部は会計制度変更の影響によるもの

（単位：百万円）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
営業収益		2,904,352	2,837,976	2,840,424	2,832,857	2,787,237	△ 1.6
うち給水収益		2,771,419	2,706,010	2,706,457	2,692,695	2,651,976	△ 1.5
（現在給水人口：千人）		196,705	197,007	196,570	196,508	196,303	△ 0.1
営業費用		2,472,841	2,489,850	2,486,459	2,488,143	2,591,535	4.2
うち職員給与費		383,049	372,568	355,725	334,384	315,344	△ 5.7
（職員数：人）		48,193	47,354	46,332	45,441	45,157	△ 0.6
うち減価償却費		861,294	865,320	865,159	874,369	997,019	14.0
営業損益		431,511	348,126	353,965	344,714	195,702	△ 43.2
営業外収益		120,380	123,303	118,685	122,528	371,993	203.6
うち国庫(県)補助金		3,802	6,201	4,161	3,598	3,648	1.4
うち他会計補助金		48,612	49,632	45,733	44,573	43,475	△ 2.5
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	255,997	皆増
営業外費用		266,088	248,288	231,888	213,062	202,504	△ 5.0
うち支払利息		249,820	230,639	214,596	197,606	186,675	△ 5.5
経常損益		285,803	223,141	240,762	254,180	365,191	43.7
特別利益		5,926	12,426	8,690	15,510	73,584	374.4
特別損失		77,450	30,486	17,889	23,040	262,537	1,039.5
純損益		214,279	205,081	231,563	246,650	176,238	△ 28.5
経常収支比率		110.4	108.1	108.9	109.4	113.1	-
総収支比率		107.6	107.4	108.5	109.1	105.8	-

＜各項目の変化＞



（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査

※水道事業（法適用）とは上水道事業と法適用簡易水道事業の合計である

水道事業の平成26年度決算の状況③（法非適用事業）

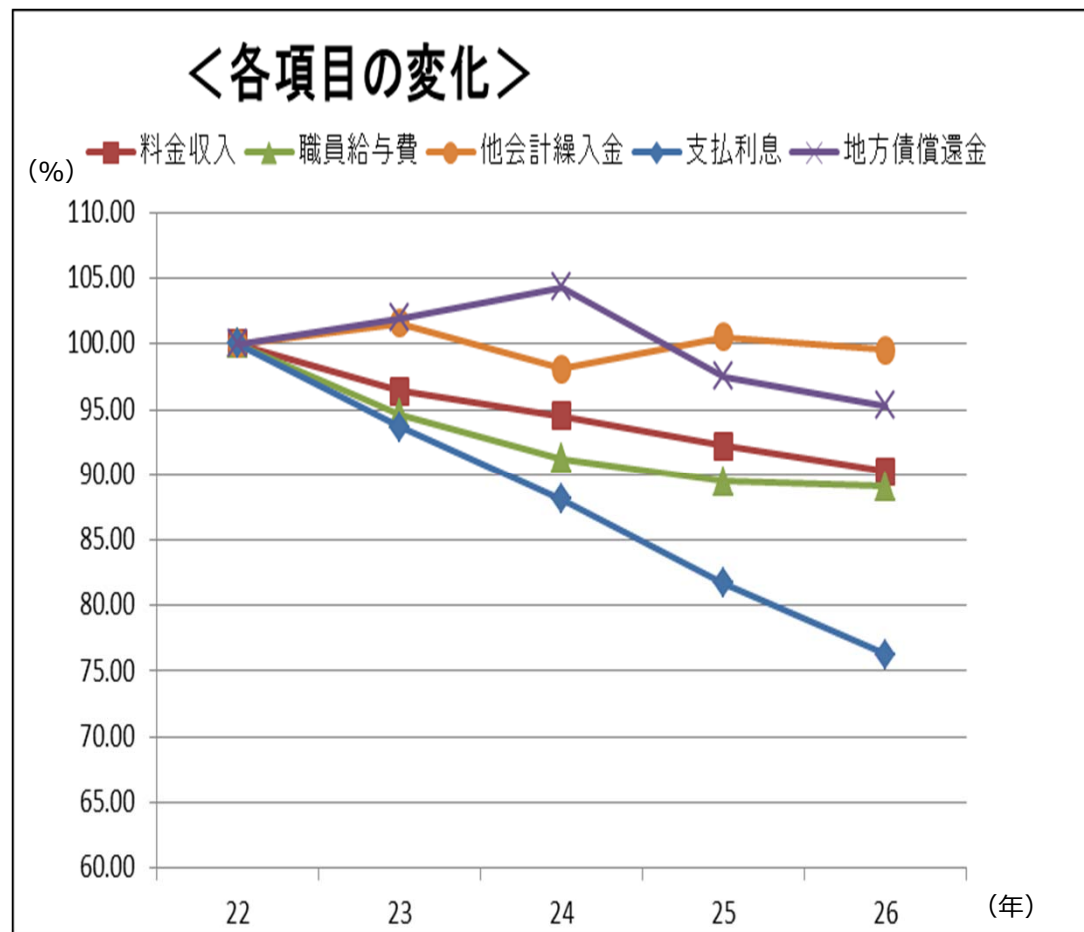
- 収益的収支差引については、料金収入が給水人口の減少に伴い**減少傾向**（平成22年度から約65億円減少）にあるなかで、職員給与費の削減（平成22年度から約12億円減少、職員数約170人減）や支払利息の減少（平成22年度から約46億円減少）などを行っているが、平成26年度は前年度比**約8億円の減**。
- 収益的収支比率は**75%前後**であり、さらに総収益の**25%前後を他会計からの繰入金**が占めている。

（単位：百万円）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
総収益		92,280	89,436	87,793	86,588	85,446	△ 1.3
うち料金収入		66,313	63,934	62,685	61,136	59,862	△ 2.1
(現在給水人口:千人)		3,892	3,725	3,594	3,463	3,311	△ 4.4
うち国庫(県)補助金		171	195	91	200	165	△ 17.5
うち他会計繰入金		22,275	22,630	21,858	22,386	22,175	△ 0.9
総費用		69,385	68,027	65,965	65,405	65,035	△ 0.6
うち職員給与費		11,399	10,790	10,398	10,202	10,155	△ 0.5
(職員数:人)		1,830	1,751	1,698	1,667	1,640	△ 1.6
うち支払利息		19,243	18,025	16,954	15,719	14,672	△ 6.7
収支差引(収益的収支)		22,895	21,409	21,828	21,183	20,411	△ 3.6
資本的収入		91,454	95,301	110,030	117,903	126,915	7.6
うち地方債		31,472	33,997	39,032	46,483	55,540	19.5
資本的支出		112,562	116,099	129,264	137,715	145,219	5.4
うち建設改良費		62,213	63,820	75,271	87,589	97,139	10.9
うち地方債償還金		49,692	50,653	51,845	48,470	47,340	△ 2.3
収支差引(資本的収支)		△ 21,108	△ 20,798	△ 19,234	△ 19,812	△ 18,304	△ 7.6
実質収支(黒字)		6,068	5,242	5,728	5,397	5,151	△ 4.6
実質収支(赤字)		165	238	95	238	26	△ 89.1
収益的収支比率		77.5	75.4	74.5	76.0	76.0	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査



簡易水道統合の経緯

(1)財務省予算執行調査

平成18年度に実施された財務省の予算執行調査において、簡易水道等施設整備事業について、次の点を改善するよう指摘された。

- ① 簡易水道事業の統合(上水道化)を推進すること
- ② 水道料金水準の適正化を図ること
- ③ 簡易水道施設整備に対する国庫補助を限定すること

(2)国庫補助制度の改正(厚生労働省)

厚生労働省では、予算執行調査を受けて国庫補助制度を見直し、平成19年度から平成28年度までの10年間、期限を区切って簡易水道事業の統合を推進することとした。

具体的には、平成21年度までに統合計画を策定しない場合は、原則として国庫補助が受けられないとすることによって統合を推進することとした。(平成29年度以降は離島等での事業を除き、原則補助金なし)

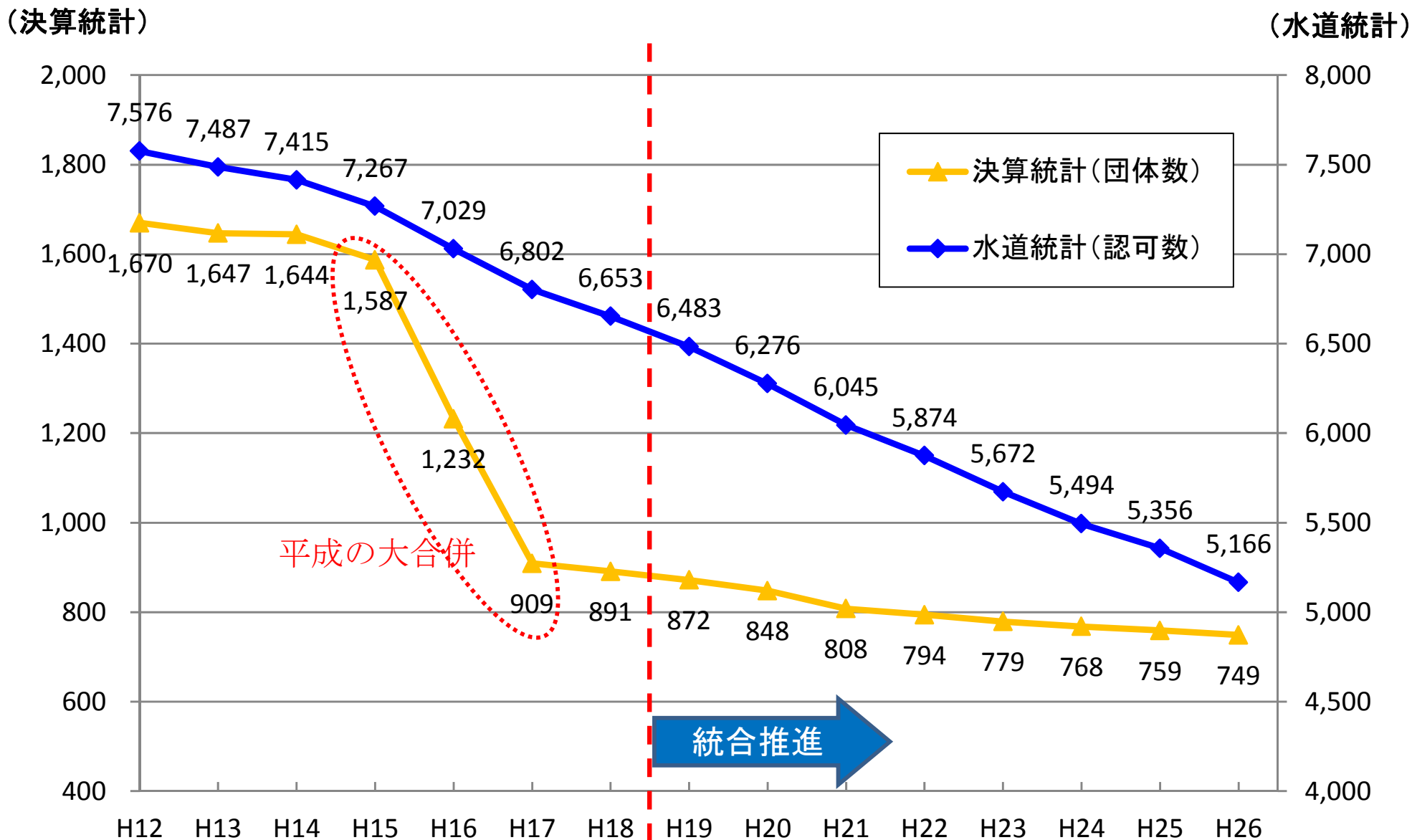
なお、東日本大震災などの自然災害による整備の遅れなど一定の条件を満たした場合には、統合期限を平成31年度まで延長することとした。

(3)総務省の対応及び財政措置

総務省としても、経営の効率化・健全化、経営基盤の強化等を図るため、円滑に簡易水道事業の統合が進むよう支援している。具体的には、平成19年度からは統合に要するソフト経費に財政措置を講じるとともに、平成22年度からは統合後に実施する旧簡易水道事業の建設改良に要する経費について財政措置を講じている。

さらに、平成28年度からは高料金対策及び建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じている。

簡易水道事業数の推移



※ 公益社団法人日本水道協会「水道統計」及び総務省「地方公営企業決算状況調査」より作成
 ※ 「水道統計」は、「簡易水道事業（公営）」の事業数による

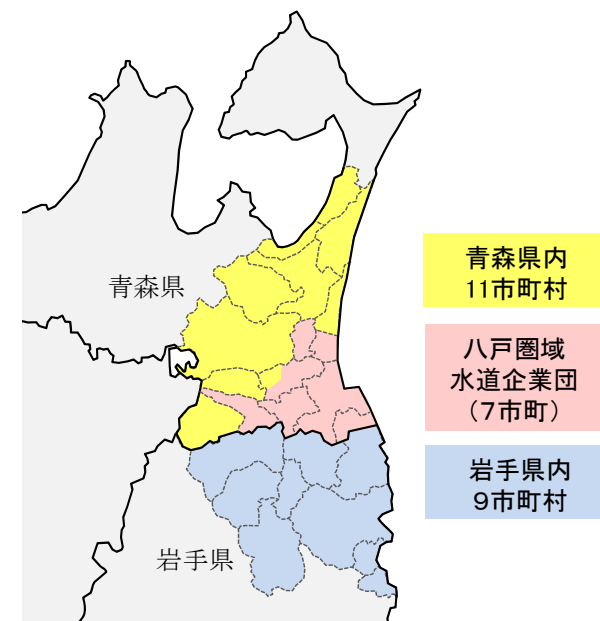
(事例1)北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域連携の取組

○ 北奥羽地区水道事業協議会は、八戸圏域水道事業団と青森県南の11市町村及び岩手県北の9市町村が、水道事業の総合的な発展と合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成20年1月に設立。

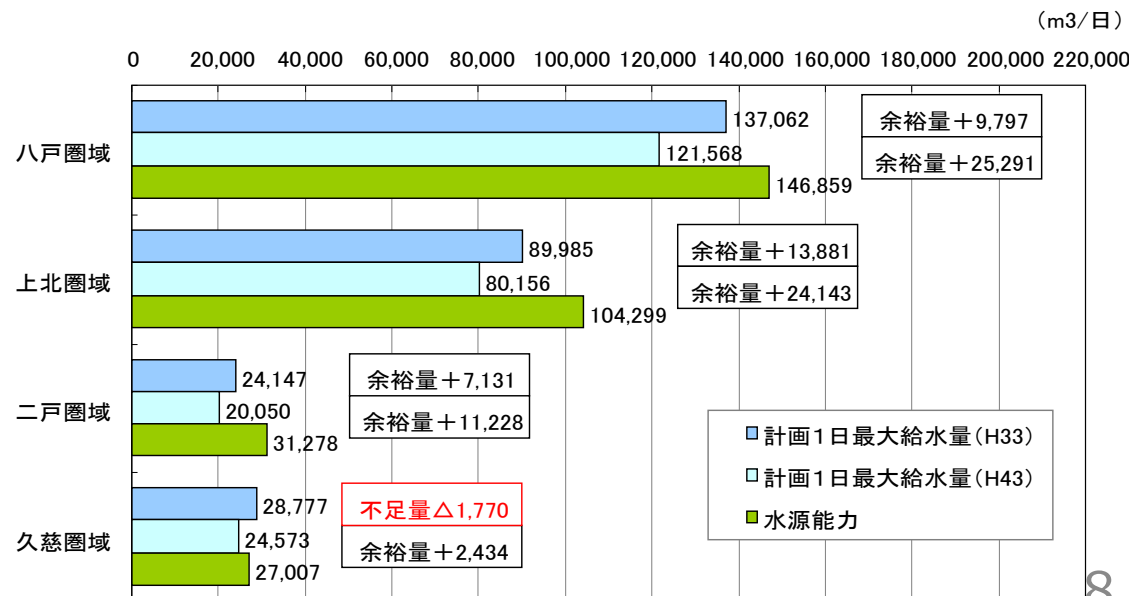
○ 平成25年4月以降、地元の管工事組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業の15団体も準会員となり、官民一体の体制を構築。

○ 平成25年度まで、施設見学会や勉強会等を通じて会員間の連携を深めたうえ、平成26年度より、「出来るところから広域化」するため、以下の4つのテーマ毎に議論が行われ、県境をまたいだ新たな広域化への取組みとして注目されている。

- ① 施設の共同化: 浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合
- ② 水質データ管理の共同化: 水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化
- ③ 施設管理の共同化: 保守点検業務を一括して外部委託
- ④ システムの共同化: 八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用



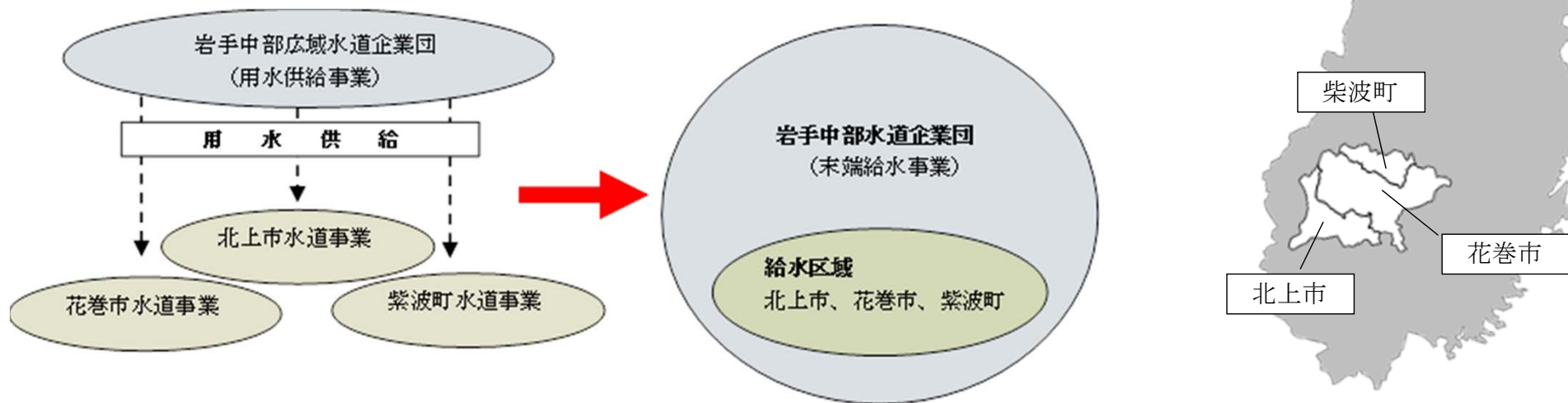
○ 右図は、各地域の今後の水需要の状況を示したものの。今後は、どの地域も水源能力に余力が生じることから、各自治体ごとに施設を更新するのではなく、既存施設を共同化し得る可能性を示唆している。



(事例2) 岩手中部水道企業団による用水供給と末端給水の垂直統合

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。



2 当該手法の特徴・効果

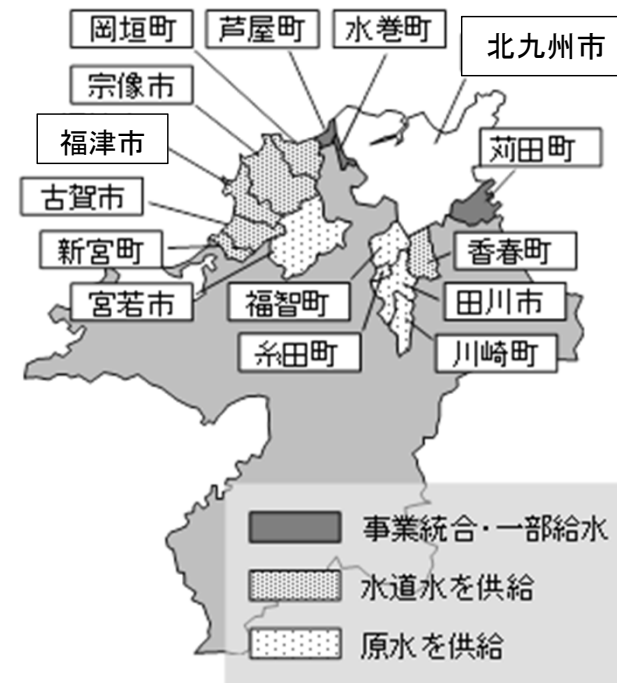
ヒト	<ul style="list-style-type: none">➢ 技術の継承➢ 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none">• 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対応が可能な体制を確保• プロバー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none">➢ 水道施設の統廃合➢ 更新投資の抑制	<ul style="list-style-type: none">• 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減• ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none">➢ 優先事業への集中投資➢ 資金の一括管理・運用	<ul style="list-style-type: none">• 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善• ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

(事例3)北九州市による行政区域外への給水を通じた連携

1 概要

北九州市では、水道水または原水の供給を軸に5市9町と以下のとおり連携。

事業統合	芦屋町 (H19. 10)、水巻町 (H24. 10) ⇒ 2(1)参照
一部給水	苅田町 (H20. 3)
用水供給	宗像地区事務組合[宗像市]・新宮町 (H23. 4)、 福津市・古賀市に給水開始予定 (H28. 4) ⇒ 2(2)参照
分水	岡垣町 (H2. 4)、香春町 (H17. 4)
原水供給	宮若市 (S49. 5)、田川地区水道企業団[田川市、川崎町、糸田町、福智町] (H13. 3)



2 連携による効果

(1) 事業統合 (水巻町)

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町は一日最大給水量 (9,000m³) の約9割を北九州市から購入 北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望
効果	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町の水道料金が45% (3,797円→2,100円) 低下 北九州市における収入の増加、経営基盤の強化 (給水原価の改善など)

(2) 用水供給 (宗像市、福津市、古賀市、新宮町)

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急連絡管の機能維持のためには、常時、維持用水を流しておくが必要であったことに加え、沿線の3市1町は水源等の問題で水源転換等を検討していたことから、緊急連絡管の維持用水を水源の転換等にあてることになったもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> 宗像市や福津市では浄水施設の更新が不要、古賀市では新規水源を確保 新宮町では浄水施設の更新が不要かつ新規水源を確保 北九州市では新たな収入の確保かつ施設稼働率の向上

3 今後の展開 宗像地区事務組合より業務を包括的に受託 (H28. 4 事務の代替執行)

(事例4)大牟田市と荒尾市との施設の共同設置・DBO方式の活用

1 概要

(施設の共同設置)

大牟田市、荒尾市は共に炭鉱の町として発展し、市水に先駆け炭鉱専用水道が普及していた経緯があり、市水との水道一元化という共通の課題を抱えていた。また以前から生活圏が同じであったことに加え、水源環境等の地理的条件等も背景に、スケールメリットを最大限生み出すことを目的に、共同浄水場を建設することとなった。

(DBO方式の活用)

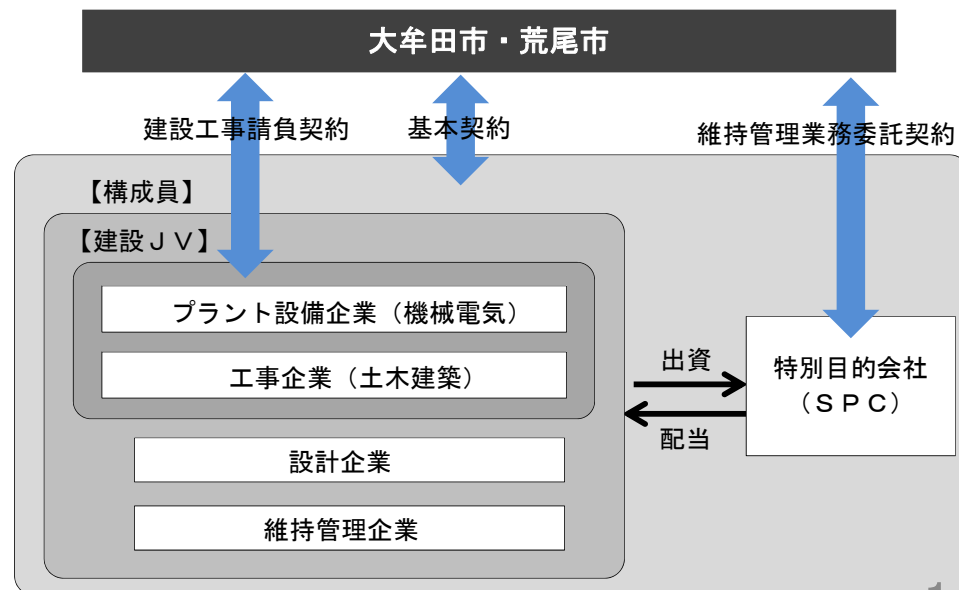
また、両市は将来の水道一元化を見据え浄水場を所有してきておらず、浄水場の建設及び維持管理を経験した技術者もいないことから、民間のノウハウを活用できるPPP（官民連携パートナーシップ）を進めることとなった。



2 当該手法の特徴・効果

落札者決定後の公的財政負担の削減率は20.48%となった。これは、競争が働いた結果、想定していた削減率よりも高い削減率となったものである。また、浄水場以外の施設（ポンプ場、配水池等）の維持管理も含め、同一事業者へ委託しており、設備にトラブルがあった場合の対応については、想定していた以上の効果が出ている。

手法	DBO方式による浄水場の共同設置
事業内容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理(大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等)
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事業期間	設計・建設期間:平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間:平成24年4月～平成39年3月



(事例5) 定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組

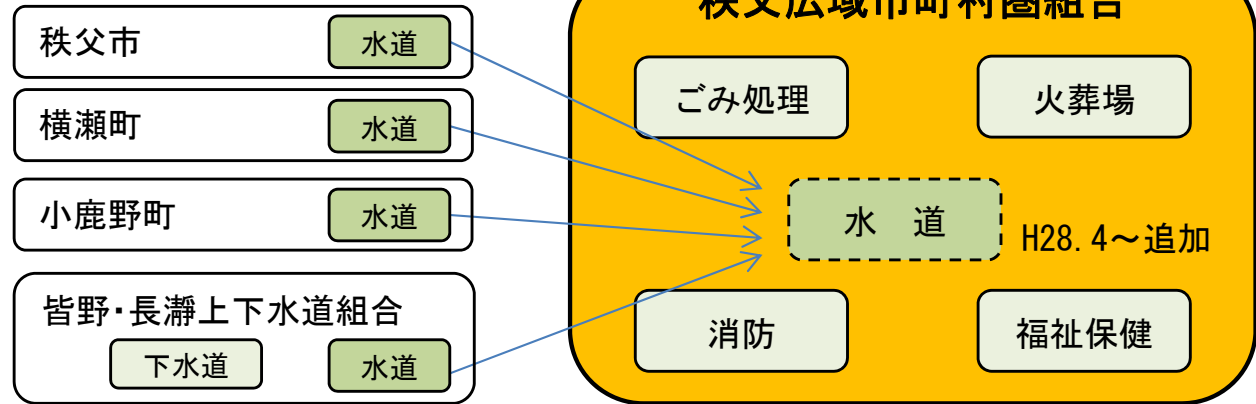
1 概要

- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域1市4町の共通課題
- 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施
- 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施

[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合（水平統合）

[イメージ]

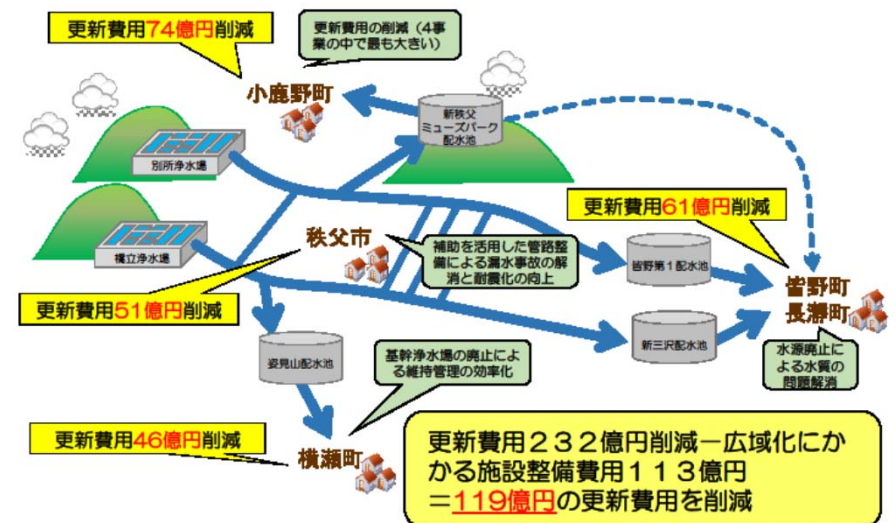


2 広域化の効果

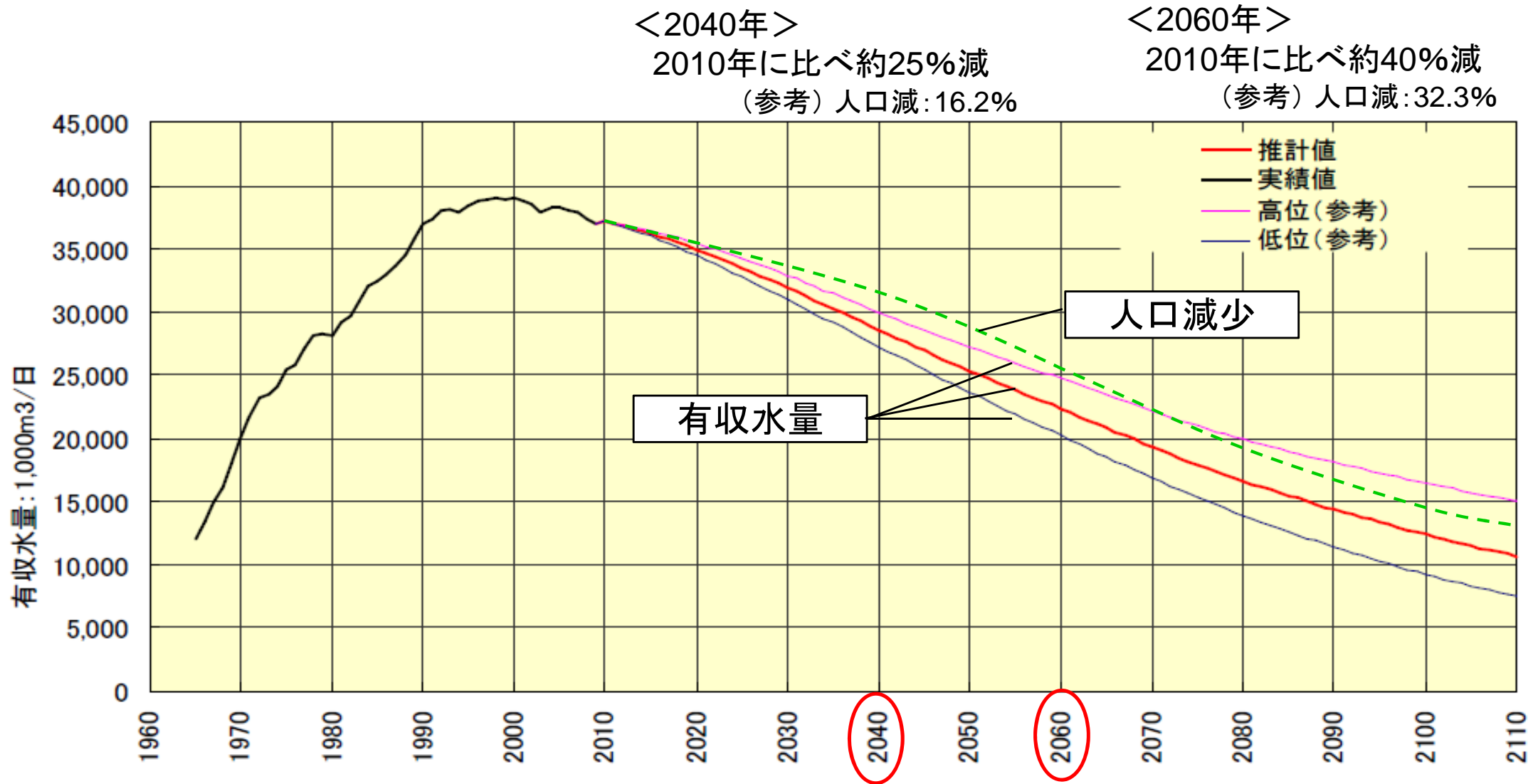
- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設 : 47 → 32 箇所 (▲15) 浄水場 : 41 → 26 箇所 (▲15)
施設の更新需要 (50年程度)	統合しない場合 : 1,036 億円…A
	統合する場合 : 804 億円…B
	差引 : 232 億円…C=A-B
	広域化に伴う施設整備費用 113 億円…D
	削減効果 119 億円…C-D
職員数	現行 : 50人 → H38 : 33人 (▲17)

～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～



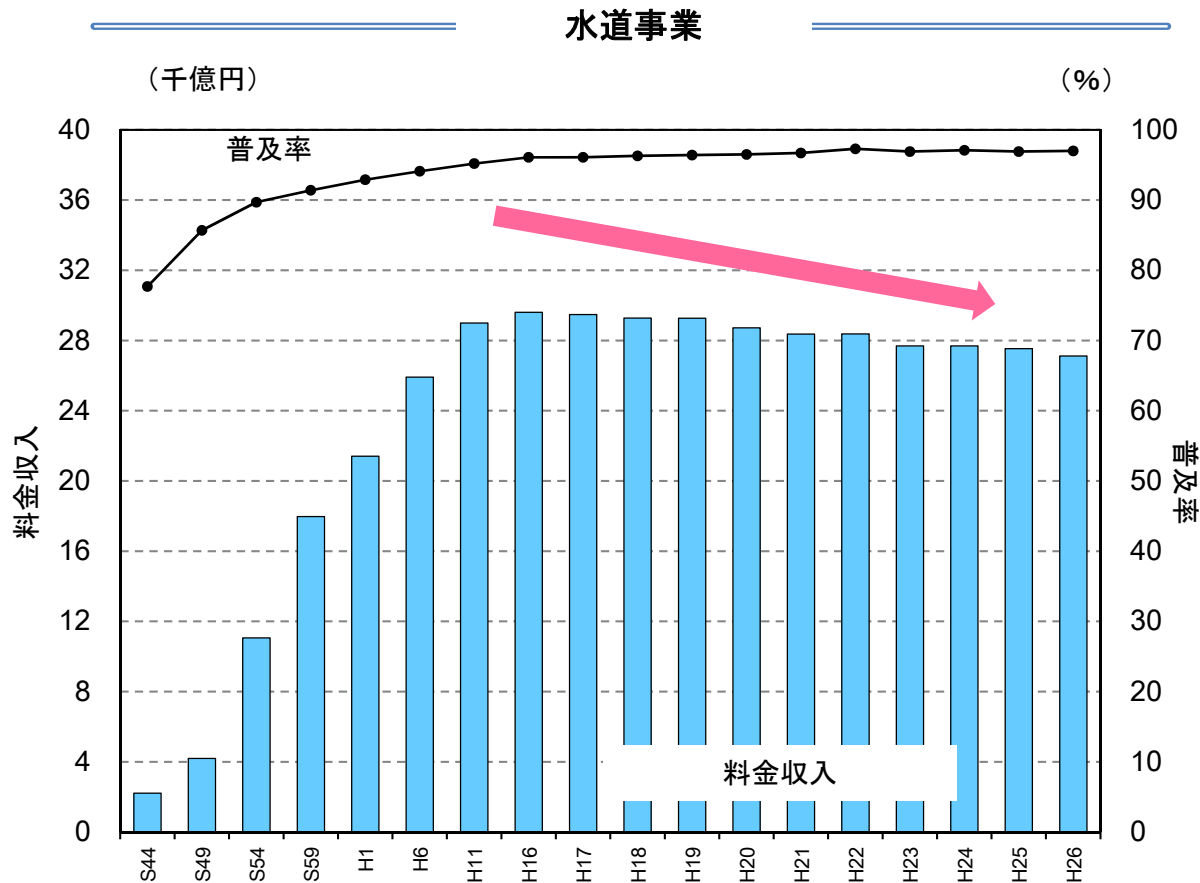
水道事業の将来の需要水量(有収水量ベース)



「第3回新水道ビジョン策定検討会 資料-4 将来の事業環境」P17を加工

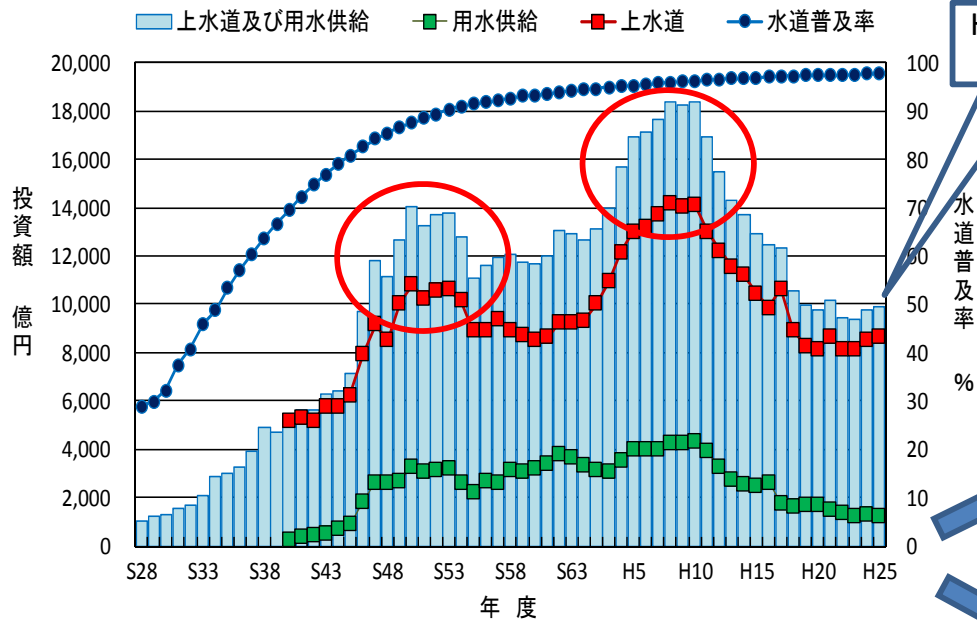
水道事業の料金収入の推移

- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。



水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成25年価格)



平成20年度末資産額 46.7兆円

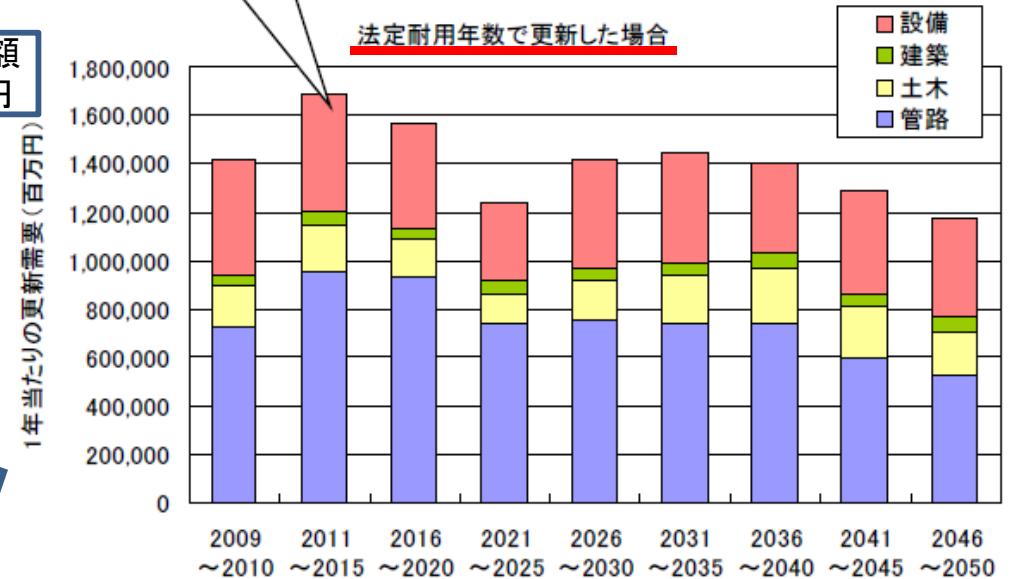
【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77	0.77	0.79	0.76
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5	9.5	10.5	12.1

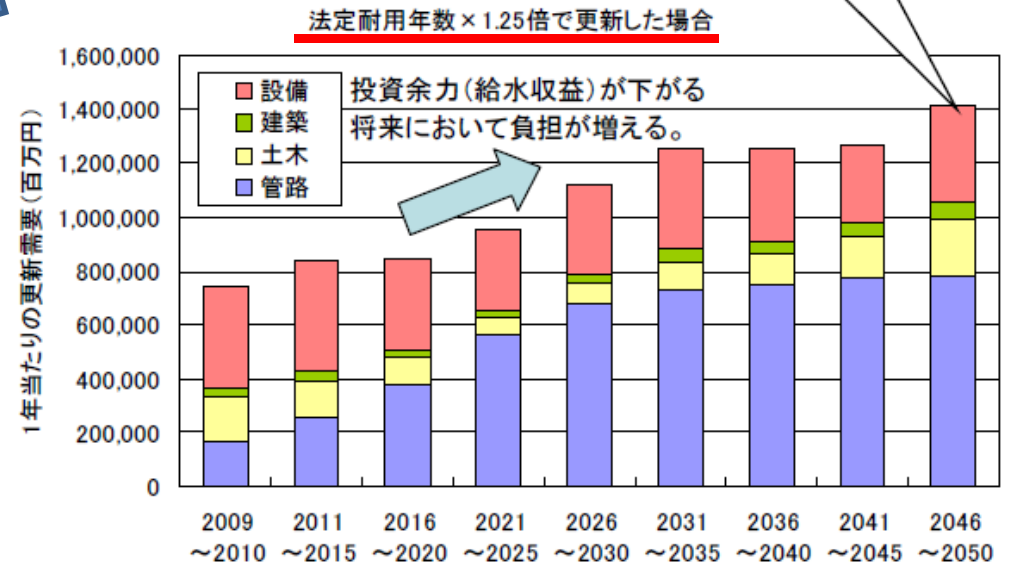
減少 → 増加 → 減少

増加

16,894億円/年



14,143億円/年



※ 厚生労働省作成資料

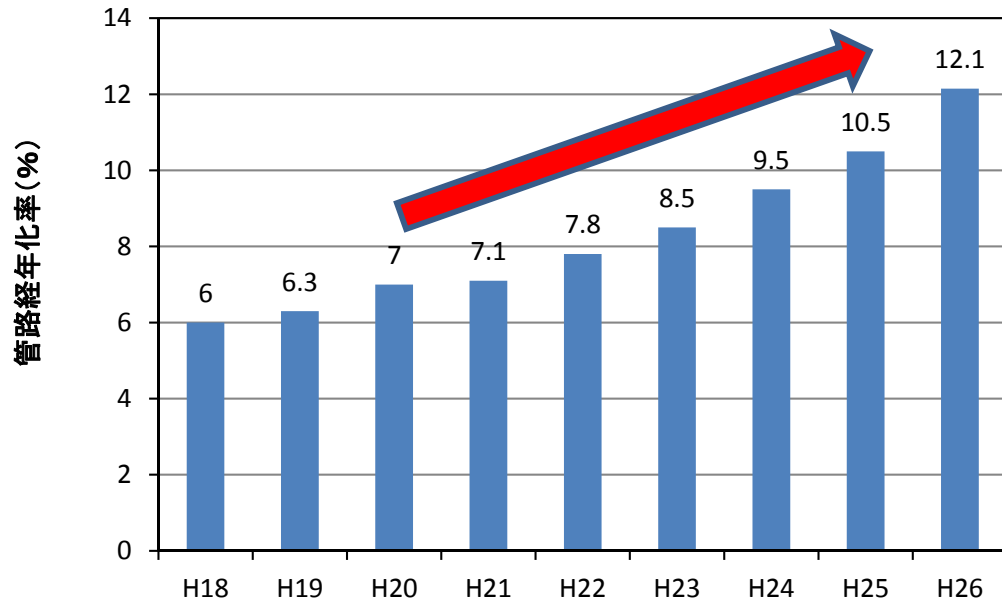
管路の老朽化の現状と課題

- 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇**すると見込まれる。

管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**

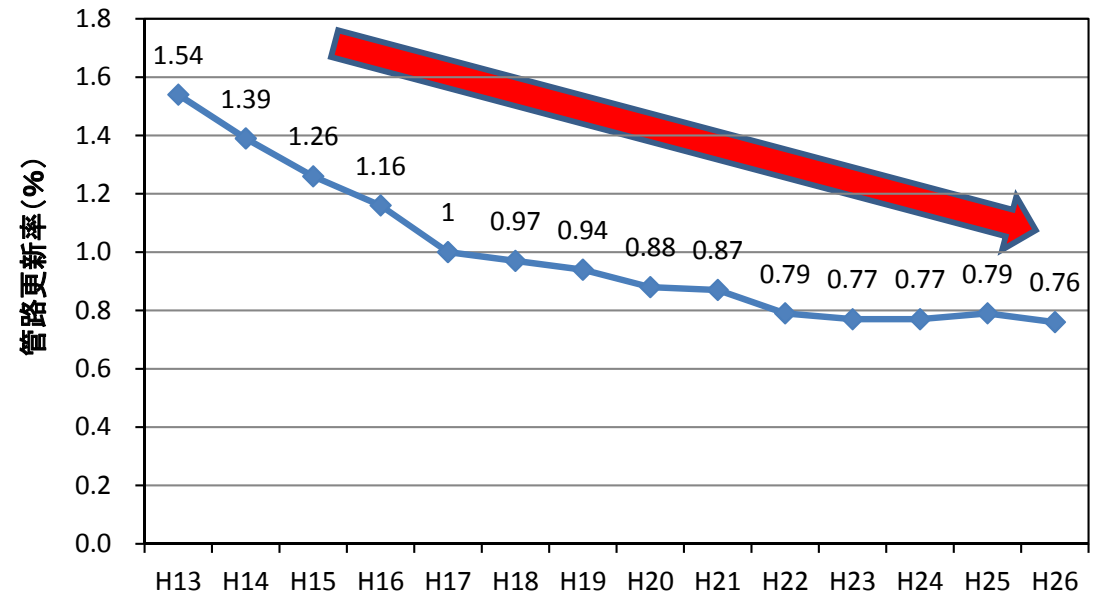


H26年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	13.7%	8.9%	12.1%
更新率	0.83%	0.60%	0.76%

管路更新率(%)

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**



○H26年度の管路更新率0.76%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかる**と想定される。

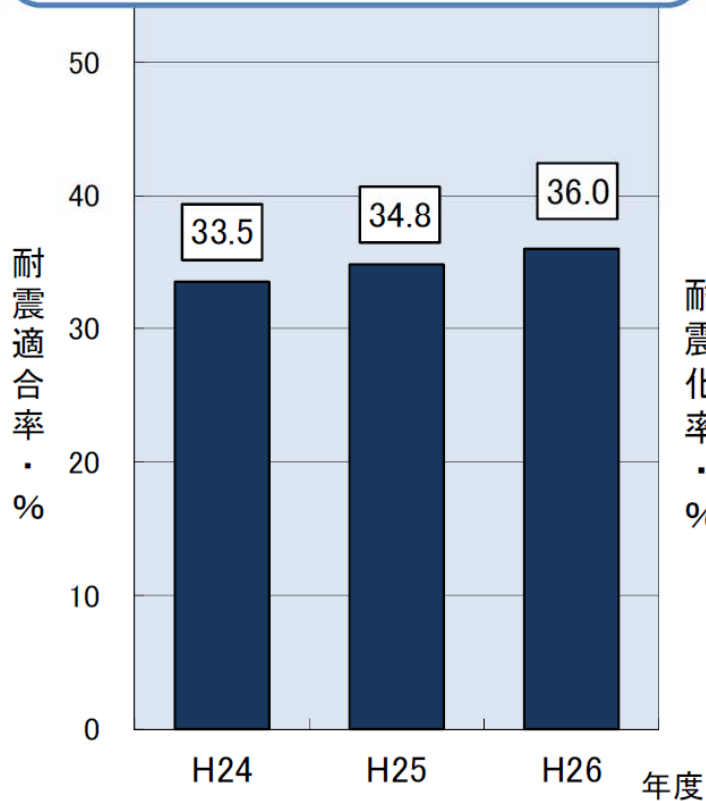
出典：水道統計

※厚生労働省作成資料

水道施設における耐震化の状況(平成26年度末)

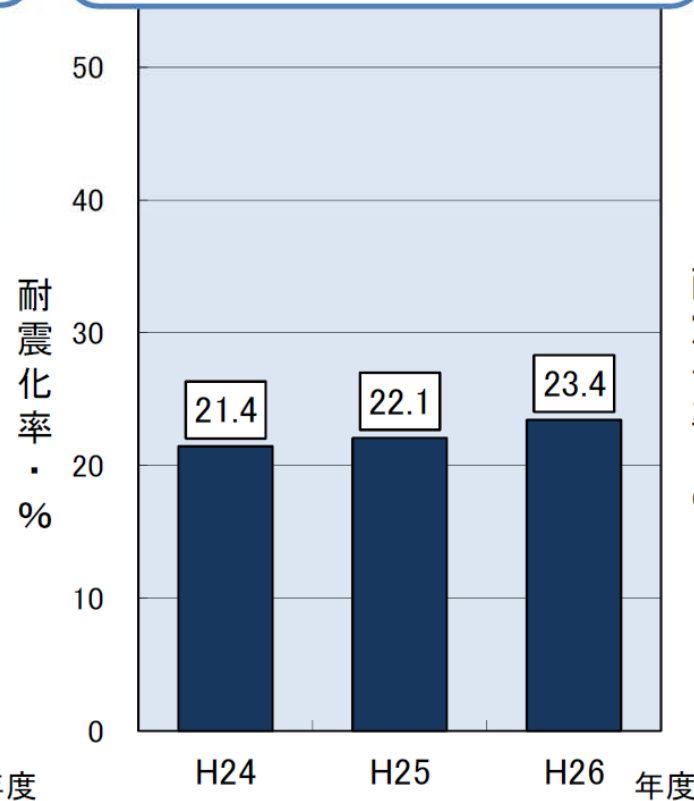
基幹管路

- 平成25年度から1.2ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



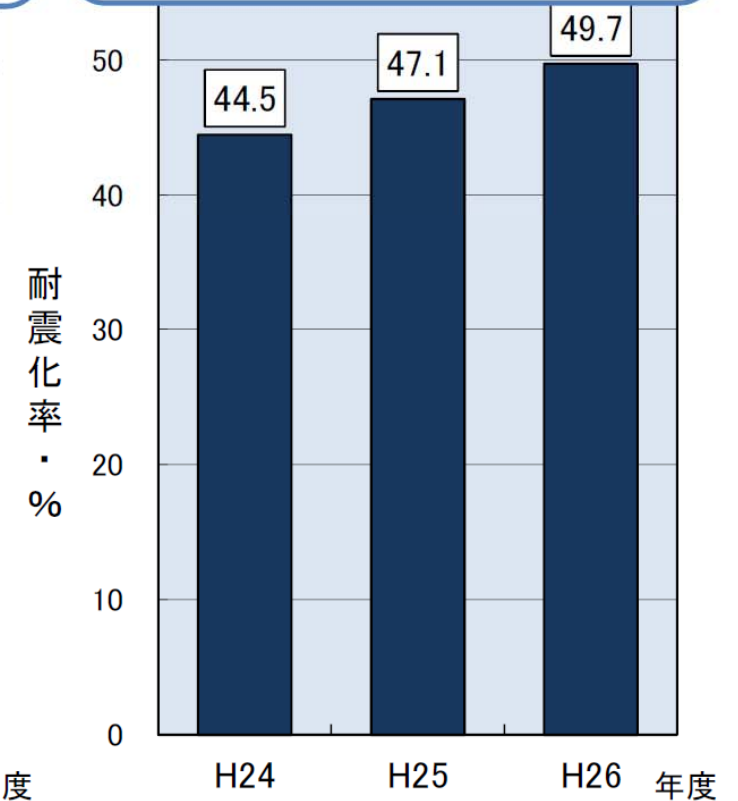
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



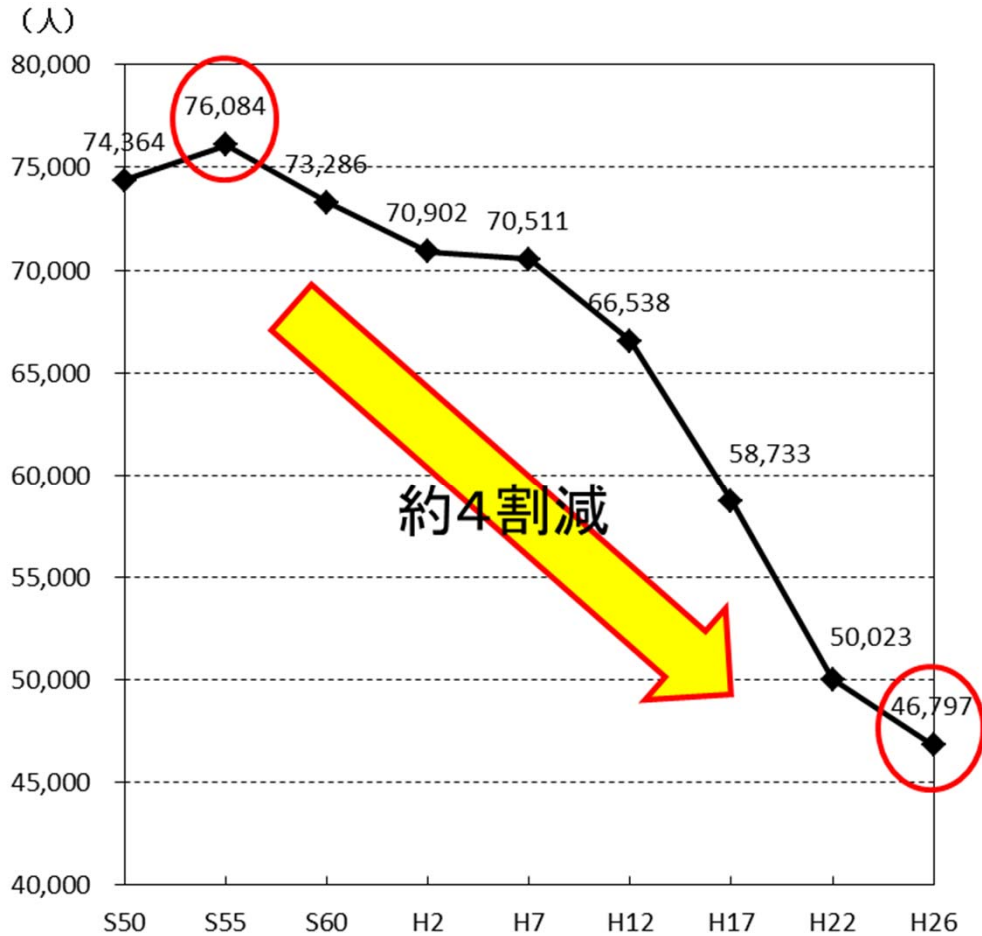
配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



水道事業における職員数の状況

職員数の推移



(出典) 地方公営企業決算状況調

給水人口別の平均職員数

(単位：人)

給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)
30万人以上	21,871	66	331
15万人～30万人	5,393	77	70
10万人～15万人	3,143	89	35
5万人～10万人	4,669	218	21
3万人～5万人	2,487	197	13
1.5万人～3万人	2,086	262	8
1.5万人未満	1,527	367	4
簡易水道事業	1,712	749	2

(注) 1. 簡易水道事業とは、給水人口5,000人以下の事業をいう。

2. 用水供給事業及び建設中の事業は除く。

(出典) 地方公営企業決算状況調査 (H26決算)

市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

(背景・経緯)

○水道事業の厳しい経営環境

⇒施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来 ⇒人口減少に伴う料金収入の減少

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知)
経営戦略の策定にあたっては、広域連携についても経営基盤の強化の推進等を図るための一方策として検討するよう要請。

○「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)

○推進役としての都道府県への期待

市町村を包括する広域自治体として、広域連携について検討する場を提供する役割が期待されている。

(通知内容)

1. 広域連携に関する検討体制の構築等

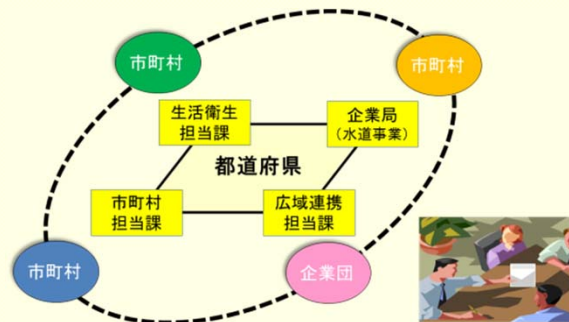
(1)検討体制の構成

○都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)

○各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



(2)検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

(3)検討事項

①各市町村等の現状分析及び将来予測

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

(4)検討の目的

平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5)検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

(6)検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

大阪市水道事業のコンセッションについて

経緯

- 将来的に大阪府域の水道事業を一元化するため、大阪市水道事業と大阪広域水道企業団の事業統合について、大阪市と企業団とで平成23年以降検討 → 平成25年5月に市議会に関連条例案を上程し、否決
- 平成25年6月に府域一元化に先行して、民営化を検討していく方針を表明
- 平成27年2月に水道事業等設置条例の改正案(コンセッションを導入するための改正)を上程したが、否決(※維新を除く4会派が反対) → 平成28年2月に再上程し、継続審議

1. 民営化検討の方向性・手法

- 水道施設を市が保有する「上下分離方式」を採用し、改正PFI法に基づく「公共施設等運営権制度」(いわゆる「コンセッション」)を活用
- 100%大阪市出資の運営会社を設立し、30年間程度の運営権契約を締結(※早期に民間出資を受入れ)
- 水道局職員(約1,600人)の大半はいったん退職し、運営会社に就職。将来的には1,000人以下の組織をめざす

2. 今後の想定スケジュール

平成28年5月～	水道事業等設置条例の改正案(コンセッションを導入するための改正)の審議(継続)
平成28年度末	運営会社の設立
平成29年度	運営権設定議案を市議会に上程
平成30年4月	運営会社による業務開始

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項(概要)

1 国、都道府県、水道事業者(市町村等の地方公共団体)の責務の整理

拡張整備から維持へと時代が移り変わったことを受けて、次のとおり関係主体の責務を整理

国:水道の持続性を高める方策を講ずる **水道事業者**:水道を維持し、将来世代に確実に引き継ぐ

都道府県:同上 + 水道事業者間の連携強化等、経営基盤強化策を講ずる

2 経営基盤強化

地域単位で人材を確保・育成

○広域連携※の推進

※事業統合、経営統合、人材の融通・派遣、事務的な協力の実施等

都道府県 **連携の推進役**

○都道府県の機能強化

- ・協議会の設置
- ・財政支援(国の交付金の交付事務等)
- ・水道事業基盤強化計画の策定

国 **都道府県の取組フォローアップと支援**

- ・好取組事例の収集・展開、認可事業者への助言等

○水道用水供給事業を核とした事業統合の推進

○官民連携の推進

○都道府県営水道の位置付け明確化

(都道府県を主要な経営主体に追加)

3 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化

○アセットマネジメント※の推進

※長期的視野に立った計画的資産管理

水道事業者

- ・アセットマネジメントの実施義務付け
- ・更新需要等の公表の義務付け

○効率的な施設投資の推進

○認可権者の働きかけの強化

国・都道府県

- ・経年化率、更新率等のデータ公表
- ・首長、事業管理者へ直接働きかけ
- ・更新計画の策定・見直しの指示等
- ・特に課題のある事業者への個別指導

○給水区域の縮小等への対応

(事業縮小時の変更認可等の導入)

4 水道料金の適正化の促進

○水道料金(「低廉」)の前提条件の明確化

(「安全」な水・「強靱」な施設・「持続」可能な経営)

○資産維持費の取扱い適正化の推進

- ・資産維持費の水準についての公的見解の提示
- ・3年の財政均衡規定の見直しの検討
- ・認可権者による働きかけの強化の検討

○需要者とのコミュニケーションの充実

5. 管路維持困難地域について

○管路以外による給水方式の水質管理等に関する調査研究を実施すべき

6. その他

- 水質の維持・向上、○地球温暖化対策(省エネルギー)、○災害時の事業者間連携に引き続き取り組むべき
- 地下水利用専用水道については、設置者との公共サービスの負担の分担に関する十分な意見交換等が重要

2. 工業用水道事業における現状と課題

平成26年度 工業用水道事業の経営状況（総論）

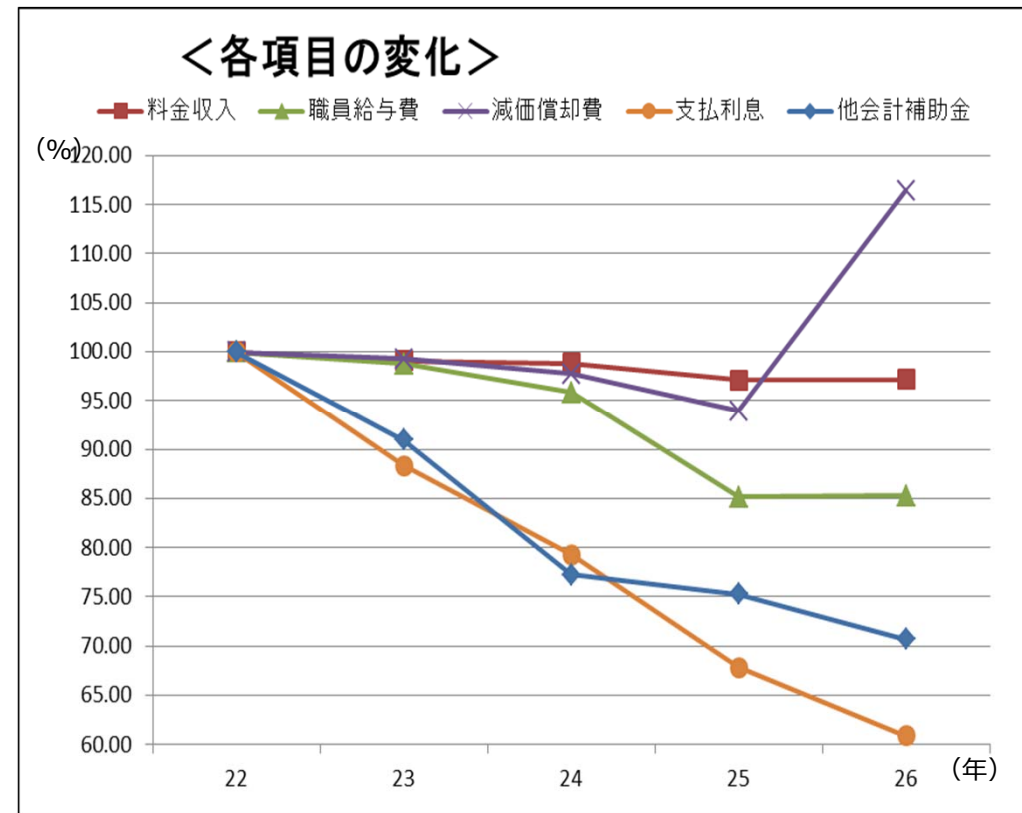
- 営業損益については、料金収入は微減で、職員給与費を**削減**（平成22年度から約24億円減少、職員数約80人減）するなどしているが、減価償却費の**増加**（みなし償却制度の廃止等）等に伴い、前年度比**約111億円の減**。
- 経常損益については、支払利息が平成22年度から一貫して**減少**しており、また、長期前受金戻入（資産の取得等に伴い交付される補助金等）について、減価償却見合い分を収益化）を計上したことなどに伴い、前年度比**約19億円の増**。
- 事業全体の純損益は、特別損失（過年度の退職給付引当金の計上等）の影響で**約528億円減少し、約254億円の赤字**。

※下線部は会計制度変更の影響によるもの

（単位：百万円）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
営業収益		135,558	134,301	133,810	131,651	131,785	0.1
うち料金収入		130,889	129,719	129,323	127,104	127,167	0.0
（年間総配水量：百万m ³ ）		4,587	4,479	4,450	4,415	4,351	△ 1.4
営業費用		107,897	108,020	109,262	105,708	116,895	10.6
うち職員給与費		16,198	15,996	15,525	13,787	13,817	0.2
（職員数：人）		1,752	1,719	1,711	1,679	1,666	△ 0.8
うち減価償却費		48,946	48,584	47,837	45,983	56,988	23.9
営業損益		27,661	26,281	24,548	25,943	14,890	△ 42.6
営業外収益		10,294	10,023	9,817	9,698	21,629	123.0
うち国庫(県)補助金		113	367	236	241	151	△ 37.3
うち他会計補助金		3,665	3,333	2,831	2,758	2,592	△ 6.0
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	15,964	皆増
営業外費用		15,526	13,821	12,510	10,911	9,932	△ 9.0
うち支払利息		15,167	13,392	12,023	10,289	9,238	△ 10.2
経常損益		22,428	22,483	21,854	24,730	26,588	7.5
特別利益		12,411	1,074	1,645	3,689	37,407	914.0
特別損失		13,443	787	1,188	999	89,403	8,849.2
純損益		21,396	22,770	22,311	27,420	△ 25,408	△ 192.7
経常収支比率		118.2	118.5	117.9	121.2	121.0	-
総収支比率		115.6	118.6	118.1	123.3	88.2	-

（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査



3. 交通事業における現状と課題

1-1 交通事業 実施団体一覧 ①

平成27年3月31日時点

【地下鉄事業】

区分	経営団体一覧	団体数
都	東京都	1
政令市	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市	8
計		9

【路面電車事業】

区分	経営団体一覧	団体数
都	東京都	1
政令市	札幌市、熊本市	2
市	函館市、鹿児島市	2
計		5

【バス事業】

区分	経営団体一覧	団体数	
都県	東京都、長崎県	2	
政令市	仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、熊本市	9	
市	青森県	青森市、八戸市	16
	山梨県	南アルプス市	
	長野県	伊那市	
	大阪府	高槻市	
	兵庫県	尼崎市※、伊丹市	
	島根県	松江市	
	山口県	宇部市、岩国市※	
	徳島県	徳島市、小松島市※	
	佐賀県	佐賀市	
市	長崎県	佐世保市※、松浦市※	
	鹿児島県	鹿児島市	
町村	東京都	三宅村、八丈町	2
企業団	鹿児島県	沖永良部バス企業団	1
計		30	

※ 松浦市は、平成26年度末をもって事業廃止
 熊本市、岩国市、小松島市は、平成27年4月1日に民間移譲
 尼崎市は、平成28年3月20日に民間移譲
 佐世保市は、存廃も含め、西肥自動車との運行体制の一体化を検討中

1-2 交通事業 実施団体一覧 ②

【船舶運航事業】

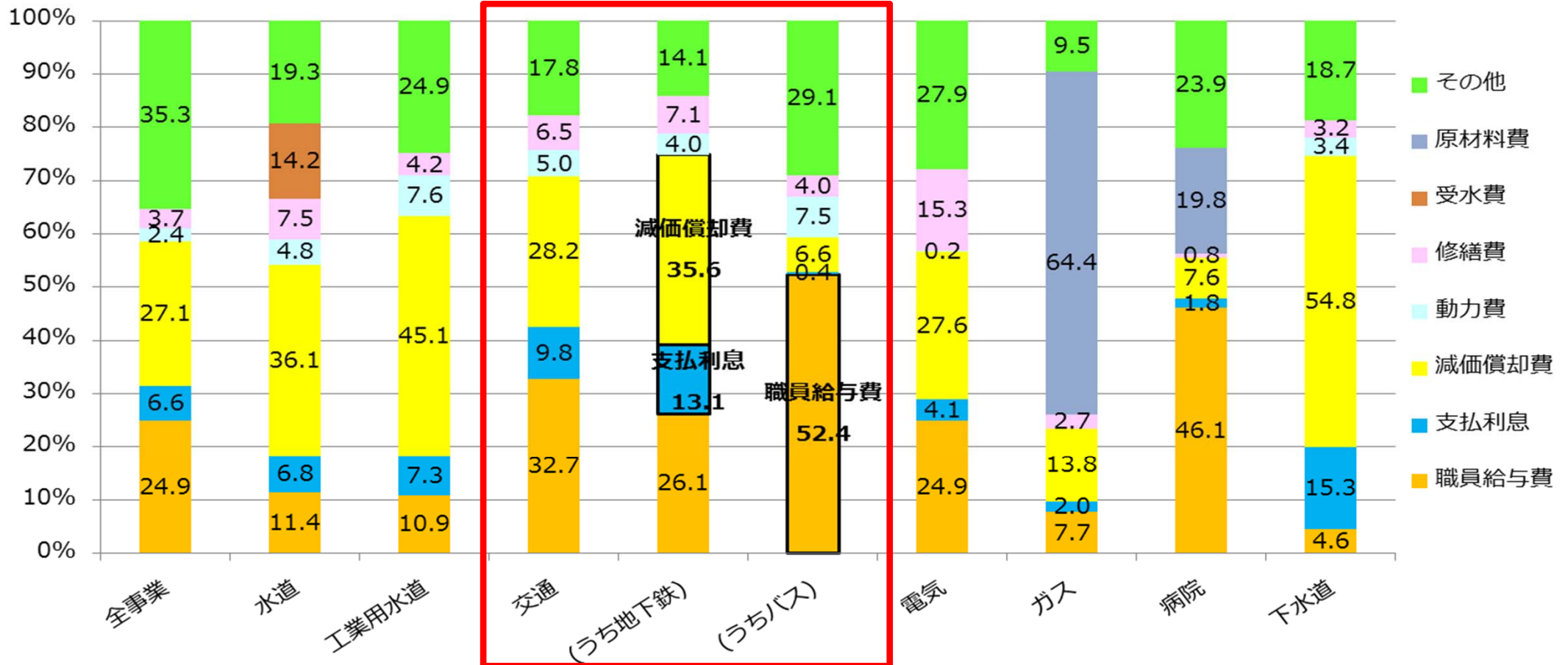
平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		団体数
政令市	北九州市、福岡市		2
市	宮城県	塩竈市	23
	山形県	酒田市	
	愛知県	西尾市【法適】	
	三重県	鳥羽市	
	広島県	尾道市、 江田島市【法適】	
	山口県	下関市	
	香川県	観音寺市	
	愛媛県	松山市、今治市、新居浜市	
	高知県	須崎市、宿毛市	
	福岡県	宗像市、糸島市	
	長崎県	佐世保市、 平戸市【法適】 、 対馬市、壱岐市、五島市、 西海市	
	大分県	佐伯市	
	鹿児島県	鹿児島市【法適】	

区分	経営団体一覧		団体数
町村	広島県	大崎上島町	18
	山口県	周防大島町、上関町	
	愛媛県	上島町、愛南町	
	福岡県	新宮町	
	長崎県	小値賀町	
	大分県	姫島村	
	鹿児島県	三島村、十島村、屋久島町、 瀬戸内町	
	沖縄県	伊江村【法適】 、渡嘉敷村、 座間味村、粟国村、 伊平屋村【法適】 、伊是名村	
	企業団	長崎県	
熊本県			
山口県		熊南総合事務組合	
計			45

2 公営企業における費用構成比の状況

- 公営企業の費用構成比の特徴として、減価償却費、支払利息といった**固定資産形成に伴う費用の割合が大きい**ことが挙げられる。
- 地下鉄事業においては、**減価償却費と支払利息で総費用の約半数を占める**など、固定資産形成に伴う費用の割合が他会計に比べて大きいことが特徴（=**資本集約型**）。
- バス事業では、**職員給与費が半数以上を占める**ことが特徴。この比率は、全事業の中でも特に大きいものとなっている。（=**労働集約型**）



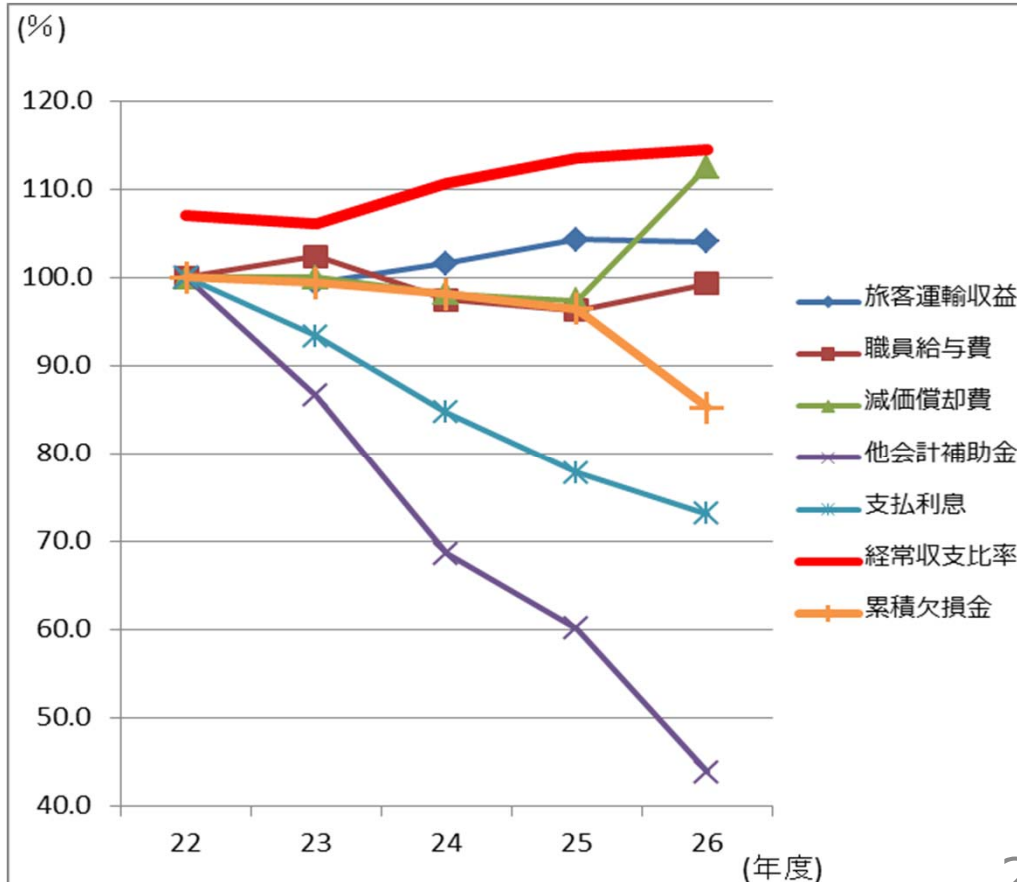
3-1 地下鉄事業の経営状況

- 減価償却費と支払利息が総費用の約半数を占めるなど、固定資産形成に伴う費用の割合が大きいことが特徴である。
- 旅客運輸収益は、平成22年度から約193億円(4.1%)増加しており、営業損益は全ての事業で黒字となっている。また、支払利息は平成22年度から約251億円(26.9%)減少しており、経常損益は9事業中8事業が黒字となっている。
- 累積欠損金については、平成22年度から2,954億円(14.8%)減少しているものの、未だ多額の累積欠損金が残っている。

(単位：百万円)

項目	22	23	24	25 (A)	26 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$
営業収益	504,572	502,459	515,529	530,243	529,328	△ 0.2
うち旅客運輸収益	474,161	471,247	481,918	494,505	493,502	△ 0.2
営業費用	419,674	422,070	415,316	419,031	449,895	7.4
うち職員給与費	136,880	140,215	133,401	131,822	135,904	3.1
うち減価償却費	164,558	164,625	161,622	160,288	185,214	15.6
営業損益	84,898	80,389	100,213	111,212	79,434	△ 28.6
営業外収益	54,332	45,886	36,804	32,792	68,226	108.1
うち国庫(県)補助金	345	272	220	215	139	△ 35.3
うち他会計補助金	47,499	41,149	32,577	28,559	20,830	△ 27.1
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	41,776	皆増
営業外費用	102,381	94,873	83,798	76,748	71,791	△ 6.5
うち支払利息	93,475	87,249	79,218	72,735	68,329	△ 6.1
経常損益	36,849	31,402	53,219	67,256	75,869	12.8
特別利益	1,300	96	778	4,785	2,989	△ 37.5
特別損失	2,406	1,121	7,540	4,163	130,418	3,032.8
純損益	35,743	30,377	46,457	67,878	△ 51,560	△ 176.0
経常収支比率	107.1	106.1	110.7	113.6	114.5	-
総収支比率	106.8	105.9	109.2	113.6	92.1	-
累積欠損金	2,000,912	1,988,443	1,962,796	1,929,416	1,705,534	△ 11.6

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査

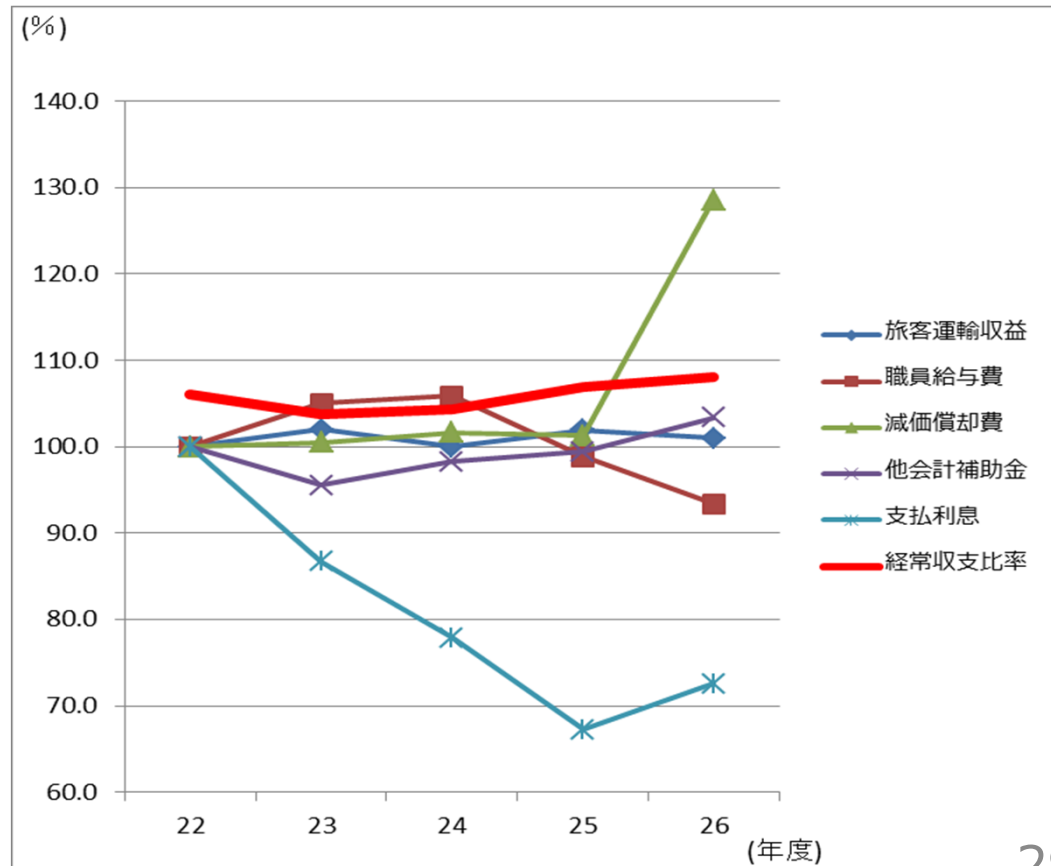


3-2 路面電車事業の経営状況

- 事業全体の営業損益は平成22年度から26年度まで一貫して赤字となっており、平成26年度は約15億円の赤字が生じている。事業別に見ると5事業中1事業のみが営業黒字を計上している。
- 一方で、他会計補助金が約17億円計上されていること等により、事業全体の経常損益は約8億円の黒字となっており、事業別に見ると、5事業中4事業が経常黒字を計上している。

(単位：百万円)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
営業収益		7,400	7,544	7,550	7,611	7,548	△ 0.8
うち旅客運輸収益		6,657	6,792	6,655	6,784	6,723	△ 0.9
営業費用		8,513	8,713	8,737	8,597	9,025	5.0
うち職員給与費		4,356	4,575	4,613	4,306	4,067	△ 5.6
うち減価償却費		1,302	1,308	1,323	1,319	1,674	26.9
営業損益		△ 1,113	△ 1,170	△ 1,187	△ 986	△ 1,477	△ 49.8
営業外収益		1,924	1,808	1,858	2,131	3,198	50.1
うち他会計補助金		1,663	1,589	1,634	1,653	1,719	4.0
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	614	皆増
営業外費用		279	297	285	511	913	78.7
うち支払利息		113	98	88	76	82	7.9
経常損益		532	341	386	633	809	27.8
特別利益		377	104	112	135	421	211.9
特別損失		108	42	7	0	2,465	-
純損益		802	403	492	768	△ 1,235	△ 260.8
経常収支比率		106.1	103.8	104.3	107.0	108.1	-
総収支比率		109.0	104.4	105.4	108.4	90.0	-

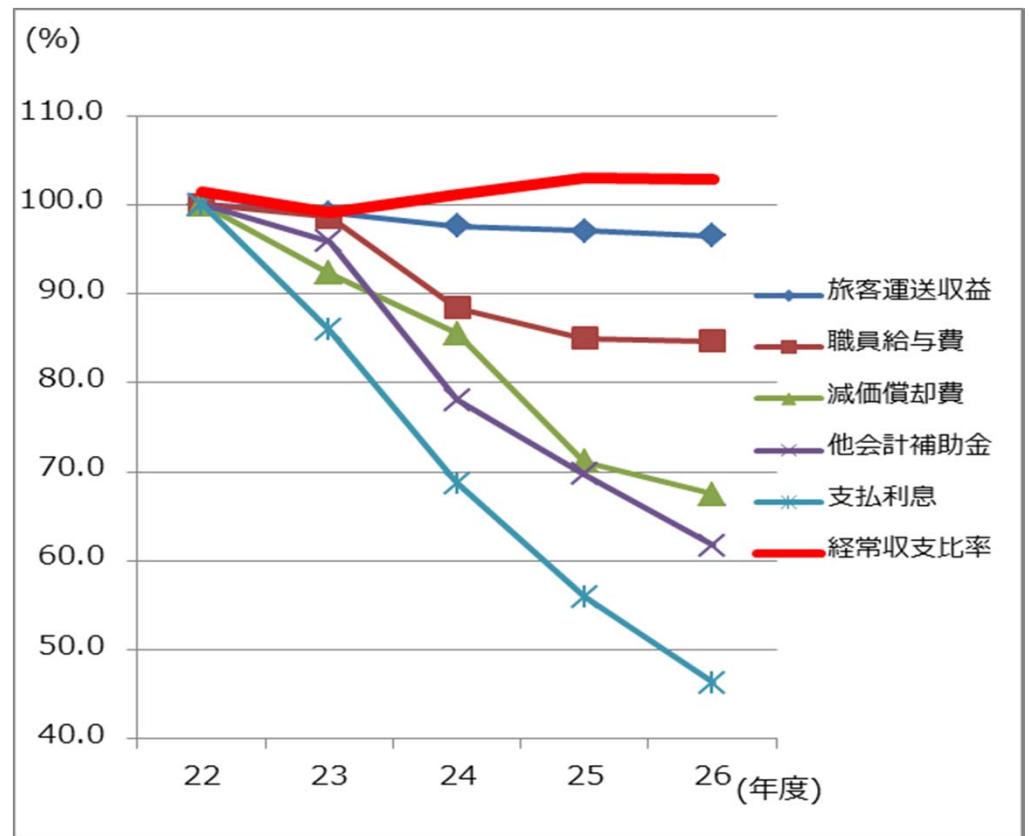


3-3 バス事業の経営状況

- 職員給与費が総費用の半数以上を占めていることが特徴である。
- 旅客運送収益が、平成22年度に比べて約54億円(3.5%)減少する一方で、職員給与費は約160億円(15.3%)減少している。この結果、旅客運輸収益に対する職員給与費の割合は平成22年度の68.8%から60.3%に低下している。しかし、事業全体の営業損益は112億円の赤字となっており、30事業中4事業のみが営業黒字を計上している。
- 一方で、他会計補助金が約142億円計上されていることにより、事業全体の経常損益は約47億円の黒字となっており、事業別に見ると、30事業中14事業が経常黒字を計上している。

(単位：百万円)

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$
営業収益		161,748	160,581	157,737	156,850	155,737	△ 0.7
うち旅客運送収益		152,257	150,881	148,562	147,767	146,901	△ 0.6
営業費用		185,611	185,897	173,471	167,784	166,954	△ 0.5
うち職員給与費		104,680	103,208	92,581	88,953	88,642	△ 0.3
うち減価償却費		16,496	15,229	14,108	11,740	11,125	△ 5.2
営業損益		△ 23,863	△ 25,316	△ 15,734	△ 10,934	△ 11,216	△ 2.6
営業外収益		31,000	27,709	20,426	18,368	18,372	0.0
うち国庫(県)補助金		367	415	526	499	489	△ 2.0
うち他会計補助金		22,946	22,003	17,919	15,998	14,166	△ 11.5
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	1,619	皆増
営業外費用		4,253	4,061	2,774	2,319	2,408	3.8
うち支払利息		1,418	1,218	974	793	657	△ 17.2
経常損益		2,884	△ 1,668	1,918	5,115	4,748	△ 7.2
特別利益		2,977	4,605	5,893	5,680	11,079	95.1
特別損失		1,279	4,993	1,684	463	71,617	15,368.0
純 損 益		4,582	△ 2,056	6,127	10,333	△ 55,791	△ 639.9
経常収支比率		101.5	99.1	101.1	103.0	102.8	-
総収支比率		102.4	98.9	103.4	106.1	76.8	-



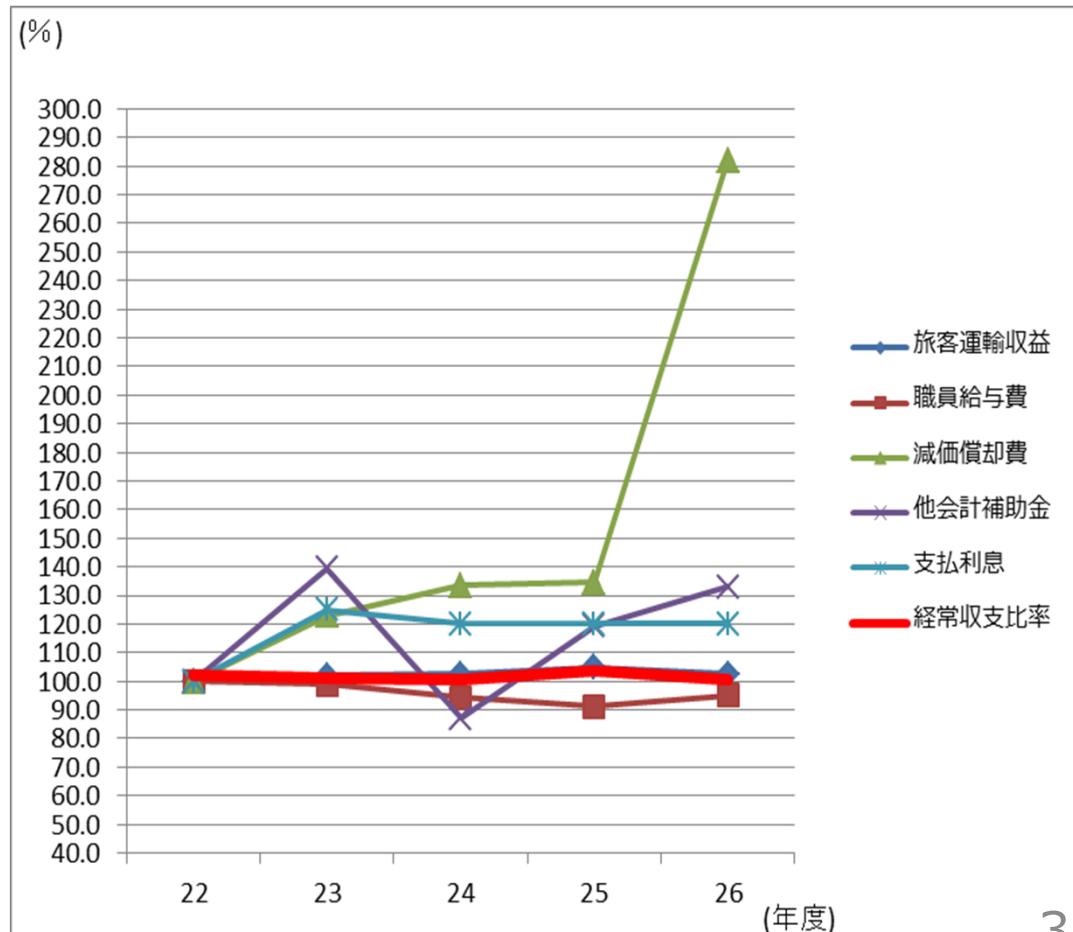
3-4 船舶事業(法適用)の経営状況

- 事業全体の営業損益は平成22年度から26年度まで一貫して赤字となっており、平成26年度は約7億円の赤字が生じている。事業別に見ると7事業全てが営業赤字を計上している。
- 一方で、他会計補助金等により、事業全体の経常損益は平成22年度以降黒字となっており、平成26年度は31百万円の黒字となっている。事業別に見ると7事業中5事業が経常黒字を計上している。

(単位：百万円)

年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
項目				(A)	(B)	
営業収益	4,464	4,561	4,592	4,751	4,672	△ 1.7
うち旅客運輸収益	4,371	4,461	4,486	4,585	4,485	△ 2.2
営業費用	4,576	4,757	4,760	4,812	5,330	10.8
うち職員給与費	2,097	2,077	1,978	1,912	1,992	4.2
うち減価償却費	283	348	378	381	798	109.4
営業損益	△ 112	△ 196	△ 168	△ 62	△ 658	△ 961.3
営業外収益	255	308	262	276	722	161.6
うち国庫(県)補助金	73	92	103	104	39	△ 62.5
うち他会計補助金	109	152	95	130	145	11.5
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	473	皆増
営業外費用	52	52	55	47	33	△ 29.8
うち支払利息	20	25	24	24	24	0.0
経常損益	92	60	39	168	31	△ 81.5
特別利益	-	246	84	147	194	32.0
特別損失	1	2	34	0	255	-
純損益	91	304	89	315	△ 30	△ 109.5
経常収支比率	102.0	101.3	100.8	103.5	100.6	-
総収支比率	102.0	106.3	101.8	106.5	99.5	-

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査



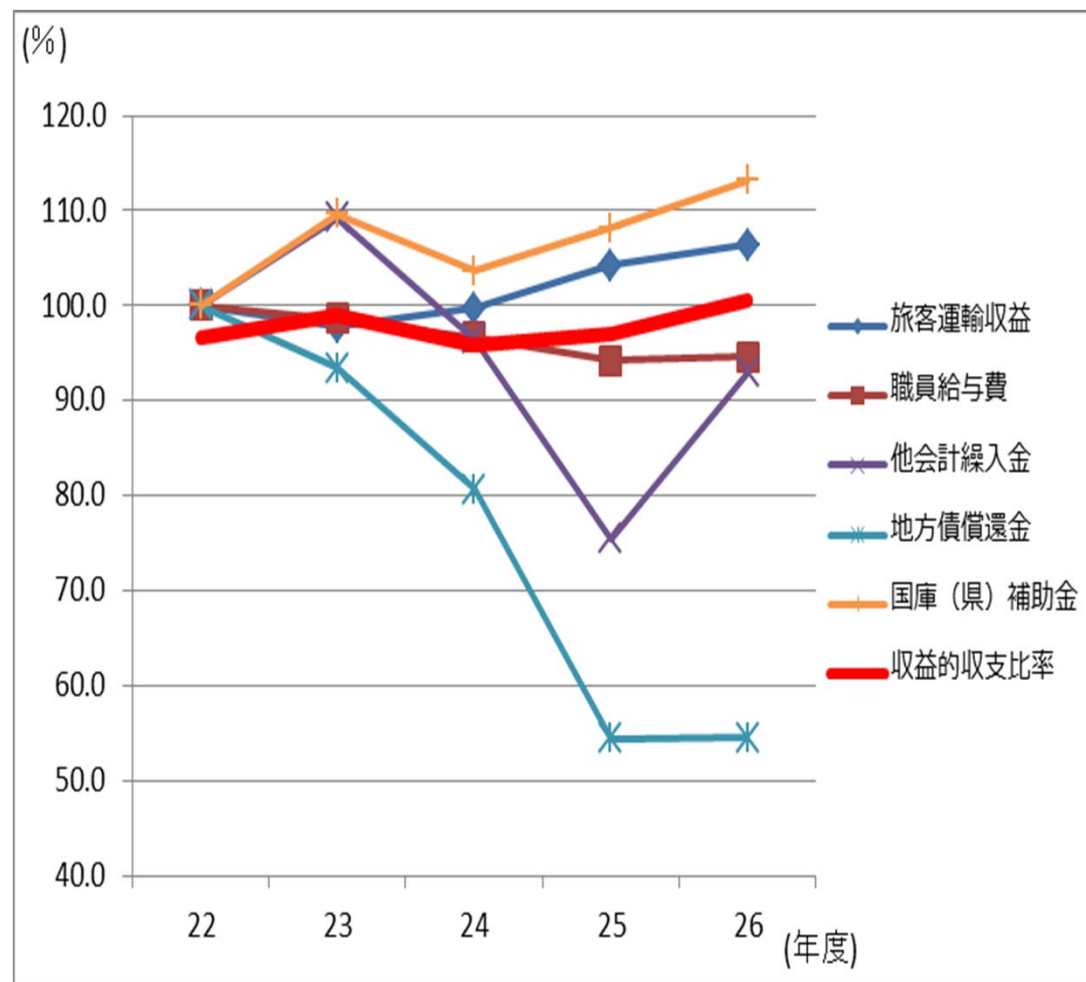
3-5 船舶事業(法非適用)の経営状況

- 旅客運輸収益は平成23年度以降、増加傾向にあり、平成26年度は前年比約0.9億円の増。
- 平成22年度から26年度にかけて事業全体として概ね黒字を計上し続けており、黒字となっている事業者も多い。しかし、毎年度の総収益の中で国庫補助金や他会計繰入金等の占める割合が高く、50%を超えている団体も多く見られる。

(単位：百万円)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
総収益		8,598	9,059	8,728	8,614	9,080	5.4
うち旅客運輸収益		3,826	3,739	3,815	3,986	4,072	2.2
うち他会計繰入金		1,885	2,059	1,819	1,421	1,751	23.2
うち国庫(県)補助金		2,667	2,924	2,764	2,884	3,019	4.7
総費用		7,953	8,267	8,340	8,363	8,520	1.9
うち職員給与費		3,585	3,537	3,466	3,377	3,392	0.4
収支差引(収益的収支)		645	792	388	251	560	123.1
資本的収入		1,004	653	941	1,856	2,926	57.7
うち地方債		367	110	283	609	1,269	108.4
資本的支出		1,503	1,110	1,295	2,092	3,091	47.8
うち建設改良費		496	225	523	1,540	2,571	66.9
うち地方債償還金		946	884	763	515	516	0.2
収支差引(資本的収支)		△ 499	△ 457	△ 354	△ 236	△ 165	30.1
実質収支		△ 95	76	114	151	376	149.0
収益的収支比率		96.6	99.0	95.9	97.0	100.5	-

収益的収支比率=総収益/(総費用+地方債償還金)×100



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

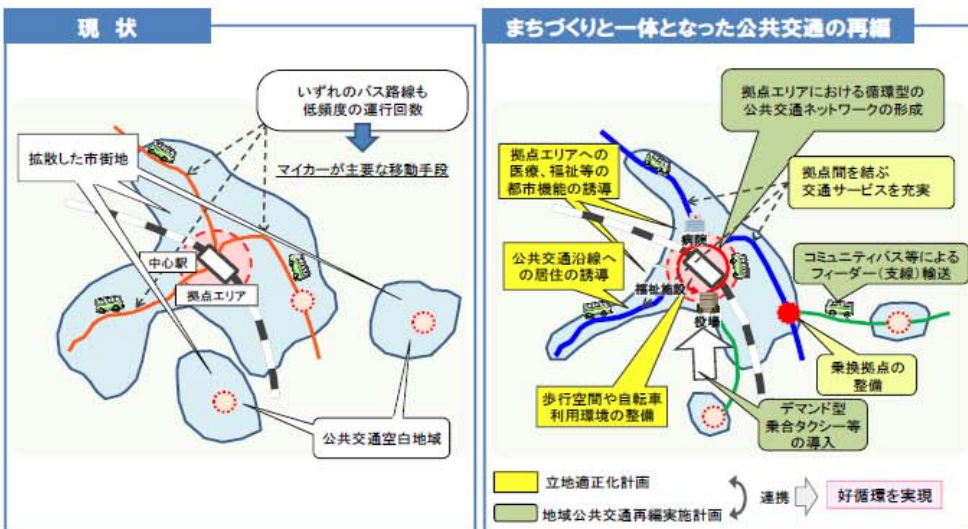
目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

※改正地域公共交通活性化再生法については、平成26年11月20日に施行

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成28年度予算額 229億円

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網
形成計画

- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

地域公共交通再編
実施計画

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア、内方線付点状ブロック、多機能トイレ等の整備、ノンステップバスの導入等
- LRT・BRTの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施

- ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- ・LRT・BRTの高度化
- ・地域鉄道の上下分離等

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

平成28年度予算額 15億円
(東日本大震災復興特別会計：復興庁一括計上分)

経緯

- 平成24年2月に大阪府市統合本部のもとで市営地下鉄及びバスの民営化の検討を開始。
- 平成25年2月、両事業の廃止条例案を議会に提出するが、維新を除く全4会派(自民、公明、民主系、共産)の意向により、継続審査となる。
- 平成25年5月に民営化基本プラン(案)を策定(地下鉄及びバスについて、上下一体で民営化)。
- 平成25年5月、12月、平成26年2月及び5月議会においても継続審査となる。
- 平成26年11月にバス事業民営化推進プラン(案)を策定(議会での議論を踏まえ、プロポーザル方式による公募から大阪シティバス(株)への一括譲渡に方針転換。)
- 平成26年11月21日の本会議において、両事業の廃止条例案等を否決。民営化基本プラン(案)において、当初予定していた時期までの民営化が不可能となった。
- 平成27年2月、両事業の廃止条例案を議会に再提出するも、同月24日の本会議において否決(2回目)。
- 平成27年10月23日の本会議において、民営化に係る基本方針を議会の議決対象とするための条例案が可決。
- 平成28年3月29日の本会議において、バス事業の民営化に係る基本方針及び経営健全化計画を可決。地下鉄事業の民営化に係る基本方針は継続審査。
- 平成28年5月議会において、地下鉄事業の民営化にかかる基本方針は継続審査。(バス事業の廃止条例案は上程されず。)

1. 大阪市交通局における民営化検討の方向性・手法

- 地下鉄: 100%大阪市出資の株式会社化を行い、上下一体で民営化を行う。将来、株式上場が可能な企業体を目指し、完全民営化も目指す。
- バス: 市民・利用者のバスサービスの維持に対する安心の担保、地下鉄とのネットワークの一体性や連携、職員の転籍条件などの雇用の対応という3つの観点から、民間からの経営陣の参画、資本注入を行い、より民間事業者に近づけていくという前提で100%大阪市出資の大阪シティバス(株)へ一括譲渡する。
 - (上下一体方式による民営化の理由)
 - ・ 事業総体としての責任と意思決定の所在の明確化、経済合理性等に基づく意思決定の自由度の確保による交通事業の最適化
 - ・ 持続可能な交通機能の確保、戦略的な事業展開、自治体財政への貢献
- 交通局の廃止とともに現業職員等は退職。退職手当の支払いと雇用の確保を図る。

2. 今後の想定スケジュール(大阪市からの聞き取りによる)

平成28年9月議会にて地下鉄事業の民営化にかかる基本方針を継続審査

4. 電気事業・ガス事業における現状と課題

1-1 電気事業 実施団体一覧

平成27年3月末現在

都道府県名	団体名	水力	廃棄物		風力	太陽光
			ごみ	RDF		
			ごみ	RDF		
北海道	北海道	○				
	青森県					
	岩手県	○			○	
	宮城県					
	秋田県	○				
	山形県	○				○
	福島県					
	茨城県					○
	栃木県	○				
	群馬県	○	○		○	○
	埼玉県					
	千葉県					
	東京都	○				
	神奈川県	○				○
	新潟県	○				○
	富山県	○				
	石川県	○				
	福井県					
	山梨県	○				
	長野県	○				
	岐阜県					
	静岡県					
	愛知県					
	三重県	○		○		
	滋賀県					
	京都府	○			○	
	大阪府					
	兵庫県					○
	奈良県					
	和歌山県					
	鳥取県					
	島根県	○			○	○
	岡山県	○				○
	広島県					
	山口県	○				
	徳島県	○				○
	香川県					
	愛媛県	○				○
	高知県	○				○
	福岡県	○				
	佐賀県					
	長崎県					
	熊本県	○			○	
	大分県	○				○
	宮崎県	○				
	鹿児島県					
	沖縄県					
合計	28	26	1	1	7	12

都道府県名	団体名	水力	廃棄物		風力	太陽光
			ごみ	ごみ		
			ごみ	ごみ		
北海道	函館市				○	
	札幌市				○	
	旭川市				○	
	釧路市				○	
	十勝環境複合事務組合		○			
	青森県					
	岩手県					○
	宮城県					
	秋田県					
	山形県	○			○	
	福島県					○
	茨城県					
	栃木県					○
	群馬県	○				○
	埼玉県					
	千葉県					
	東京都					○
	神奈川県					○
	新潟県					○
	富山県	○				
	石川県					○
	福井県					
	山梨県					○
	長野県					○
	岐阜県					
	静岡県					
	愛知県					○
	三重県					
	滋賀県					
	京都府					○
	大阪府					
	兵庫県					○
	奈良県					
	和歌山県					
	鳥取県					○
	島根県					
	岡山県					
	広島県	○				
	山口県					
	徳島県					
	香川県					○
	愛媛県					○
	高知県					○
	福岡県					○
	佐賀県					
	長崎県					
	熊本県					○
	大分県					○
	宮崎県					○
	鹿児島県	○				○
	沖縄県					
合計	57	8	11	2	17	24

※「ごみ」は、高効率廃棄物発電、「RDF」は、ごみ固形燃料発電をいふ。

※【法非適用事業】三重県のちよ水力発電は平成27年4月1日に民間譲渡、RPF発電は平成22年度で事業廃止予定。

※【法非適用事業】兵庫県尼崎市（ごみ発電）は平成27年度で事業廃止。

※【法非適用事業】大分県中津市（太陽光発電）は平成27年度で事業廃止。

※【法非適用事業】大阪府堺市は想定企業会計。

1-2 ガス事業 実施団体一覧

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		団体数
政令市	仙台市		1
市	宮城県	気仙沼市	21
	秋田県	男鹿市、由利本庄市、にかほ市	
	群馬県	富岡市 ※1	
	千葉県	東金市、習志野市、大網白里市	
	新潟県	長岡市 ※3、柏崎市 ※2、小千谷市、見附市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市	
	石川県	金沢市	
	福井県	福井市	
	滋賀県	大津市	
	島根県	松江市	
	山口県	宇部市 ※3	

区分	経営団体一覧		団体数
町村	北海道	長万部町	6
	山形県	庄内町	
	群馬県	下仁田町	
	千葉県	九十九里町、白子町、長南町	
計			28

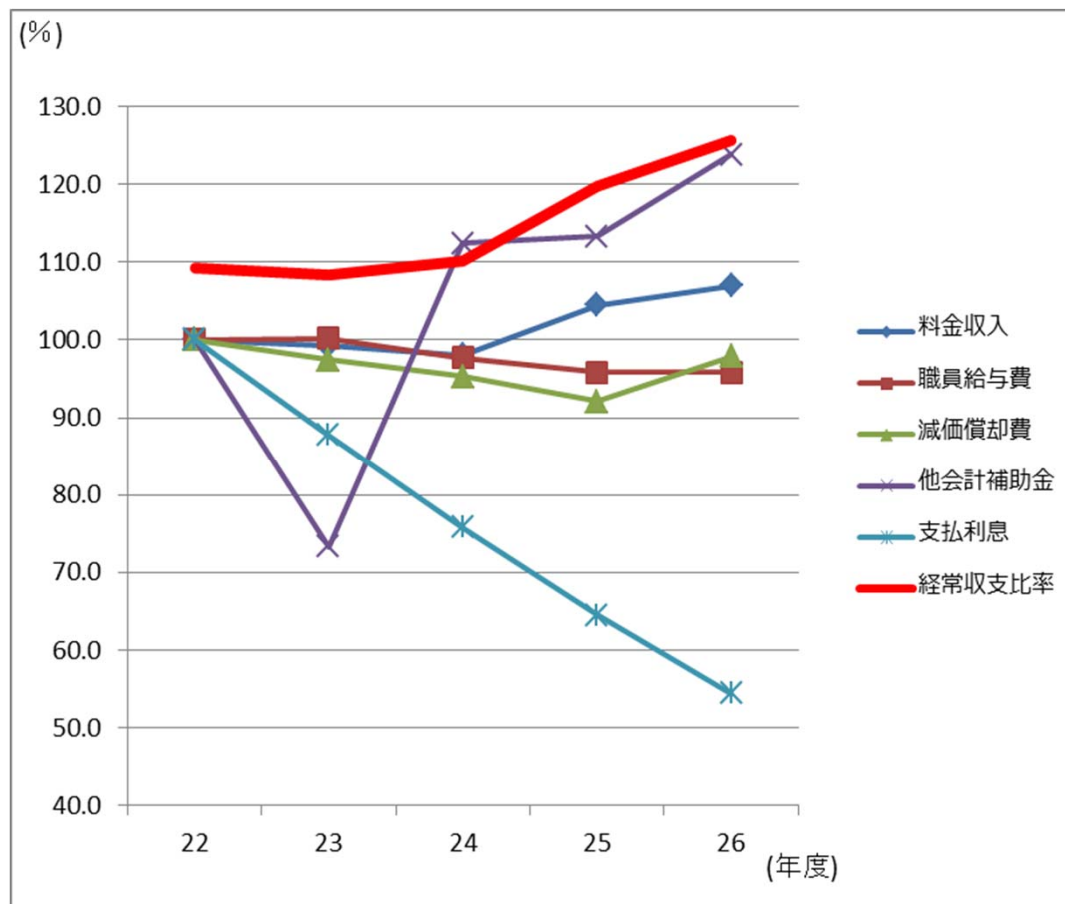
- ※1 富岡市は平成29年度に民間譲渡予定。
- ※2 柏崎市は平成30年度に民間譲渡予定。
- ※3 長岡市、宇部市は想定企業会計。

2-1 電気事業(法適用)の経営状況

- 経常損益において、過去5年間黒字を計上し、特に、平成25年から26年度にかけては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響により大幅な増(31.4%増)となっている。
- なお、平成28年4月の電気事業法改正により、総括原価方式による料金算定は撤廃された。

(単位：百万円)

年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
営業収益	69,873	69,011	68,250	72,707	75,549	3.9
うち料金収入	67,349	66,809	66,070	70,384	72,053	2.4
営業費用	60,925	61,388	60,549	59,660	60,516	1.4
うち職員給与費	16,164	16,192	15,791	15,494	15,498	0.0
うち減価償却費	17,558	17,110	16,735	16,166	17,193	6.4
営業損益	8,948	7,623	7,701	13,047	15,033	15.2
営業外収益	2,704	2,479	2,778	2,820	4,393	55.8
うち国庫(県)補助金	162	159	132	110	110	0.0
うち他会計補助金	105	77	118	119	130	9.2
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	1,578	皆増
営業外費用	5,464	4,586	3,959	3,437	3,091	△ 10.1
うち支払利息	4,736	4,155	3,589	3,053	2,577	△ 15.6
経常損益	6,188	5,516	6,519	12,430	16,335	31.4
特別利益	205	251	573	143	8,288	5,695.8
特別損失	209	579	433	653	11,098	1,599.5
純損益	6,185	5,187	6,659	11,921	13,524	13.4
経常収支比率	109.3	108.4	110.1	119.7	125.7	-
総収支比率	109.3	107.8	110.3	118.7	118.1	-



(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査

2-2 電気事業(法非適用)の経営状況

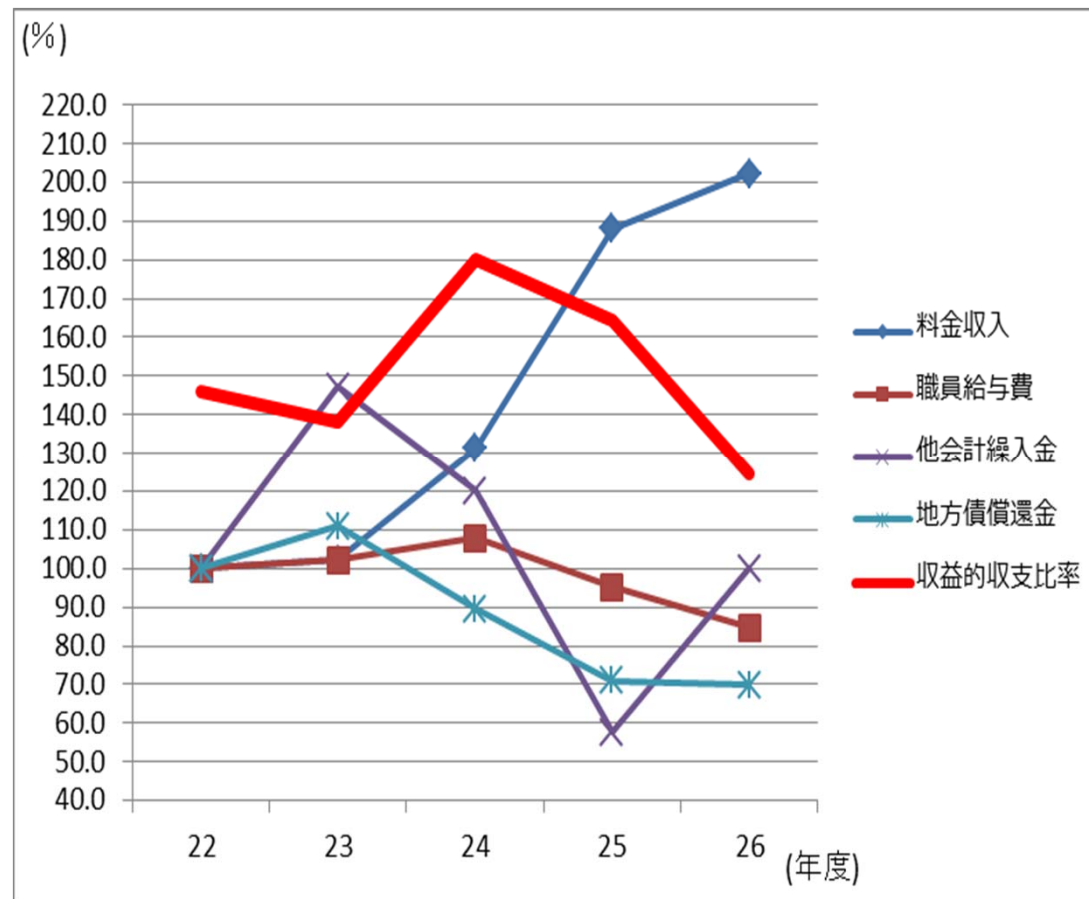
- 実質収支において、過去5年間黒字を計上し、特に、平成25年度からは、再生可能エネルギー固定価格買取制度(平成24年7月導入)の影響により料金収入が大きく増加し、当該制度導入前に比べ、黒字額は大きく伸びている。
- なお、平成28年4月の電気事業法改正により、総括原価方式による料金算定は撤廃された。

(単位：百万円)

項目	年度					(B)-(A) (A)
	22	23	24	25 (A)	26 (B)	
総収益	5,431	5,738	6,932	9,592	10,543	9.9
うち料金収入	4,840	4,950	6,357	9,098	9,789	7.6
うち他会計繰入金	104	153	125	60	104	73.3
総費用	2,073	2,330	2,373	4,665	7,318	56.9
うち職員給与費	229	234	247	218	194	△ 11.0
収支差引(収益的収支)	3,358	3,408	4,560	4,927	3,225	△ 34.5
資本的収入	212	752	666	5,178	2,473	△ 52.2
うち地方債	-	423	-	3,378	1,178	△ 65.1
資本的支出	3,348	4,032	3,917	7,453	4,943	△ 33.7
うち建設改良費	129	513	547	5,104	2,318	△ 54.6
うち地方債償還金	1,644	1,822	1,473	1,167	1,150	△ 1.5
収支差引(資本的収支)	△ 3,136	△ 3,279	△ 3,251	△ 2,275	△ 2,470	△ 8.6
実質収支	1,430	1,507	2,127	3,921	3,503	△ 10.7
収益的収支比率	146.1	138.2	180.2	164.5	124.5	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査



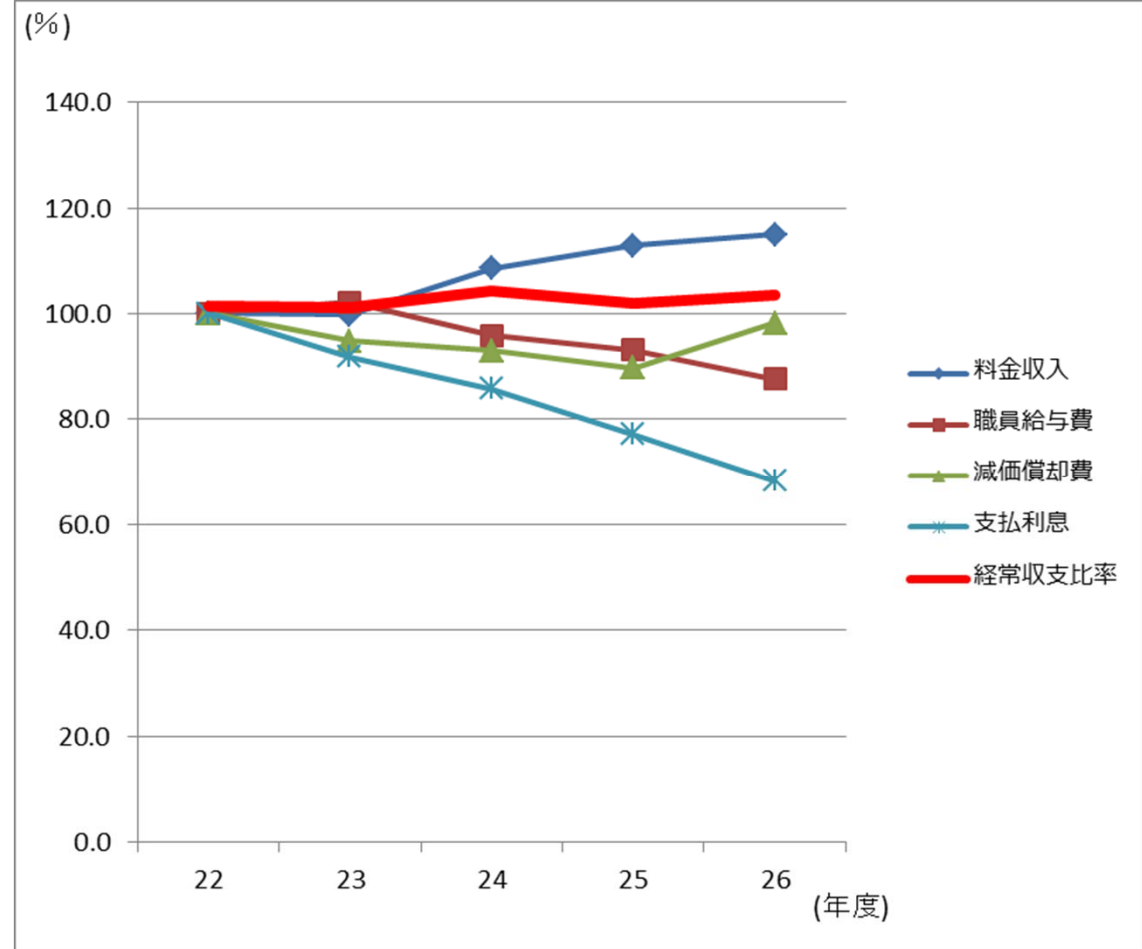
2-3 ガス事業の経営状況

- 経常損益において、過去5年間黒字を計上しているが、黒字額については経常費用の約6割を占める原材料費(※)の変動により、年度によって増減がある。 ※原材料費は原油価格・為替等により短期間で大きく変動することがあるが、ガス料金に直ちに反映できないことから、経営状況に影響を与えることがある。
- 料金算定に総括原価方式が用いられており、基本的に経営は安定しているが、平成29年4月のガス事業法改正により総括原価方式の料金算定は撤廃される。

(単位：百万円)

年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
営業収益	90,754	89,639	97,474	101,533	104,374	2.8
うち料金収入	84,711	84,546	91,964	95,573	97,441	2.0
営業費用	87,367	89,522	93,020	98,353	101,811	3.5
うち職員給与費	8,867	9,062	8,505	8,254	7,763	△ 5.9
うち減価償却費	14,093	13,358	13,109	12,644	13,839	9.5
営業損益	3,387	117	4,454	3,180	2,563	△ 19.4
営業外収益	1,102	4,108	2,488	1,421	3,405	139.6
うち国庫(県)補助金	0	0	0	-	-	-
うち他会計補助金	319	2,521	791	368	335	△ 9.0
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	2,215	皆増
営業外費用	3,256	3,247	2,912	2,567	2,322	△ 9.5
うち支払利息	2,900	2,663	2,489	2,236	1,977	△ 11.6
経常損益	1,233	978	4,031	2,034	3,646	79.3
特別利益	855	1,030	1,347	110	5,950	5,309.1
特別損失	1,267	3,538	133	164	2,959	1,704.3
純 損 益	822	△ 1,530	5,244	1,979	6,637	235.4
経常収支比率	101.4	101.1	104.2	102.0	103.5	-
総収支比率	100.9	98.4	105.5	102.0	106.2	-

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査

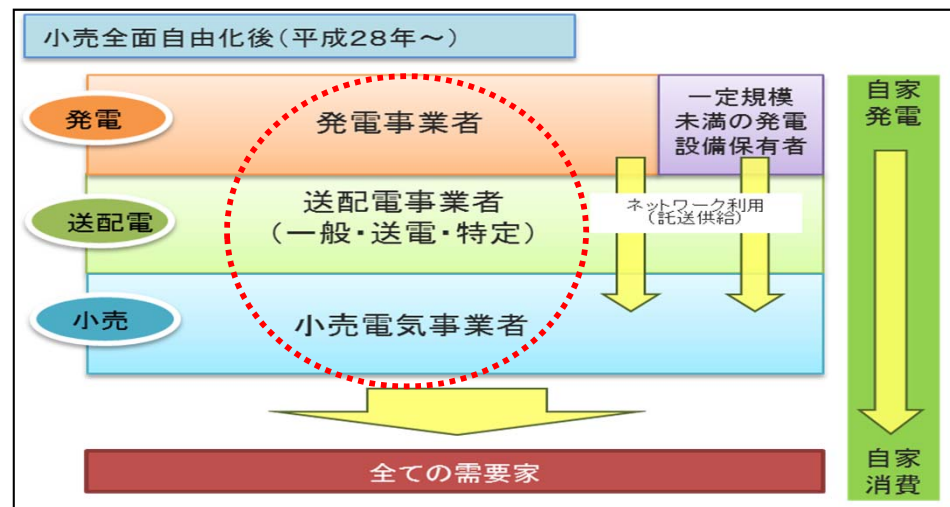
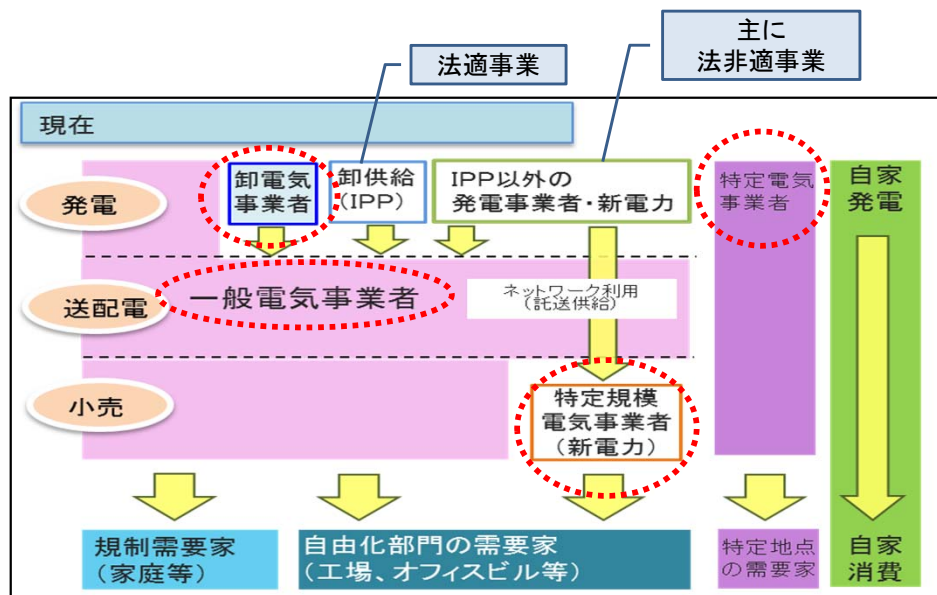


電力システム改革への対応

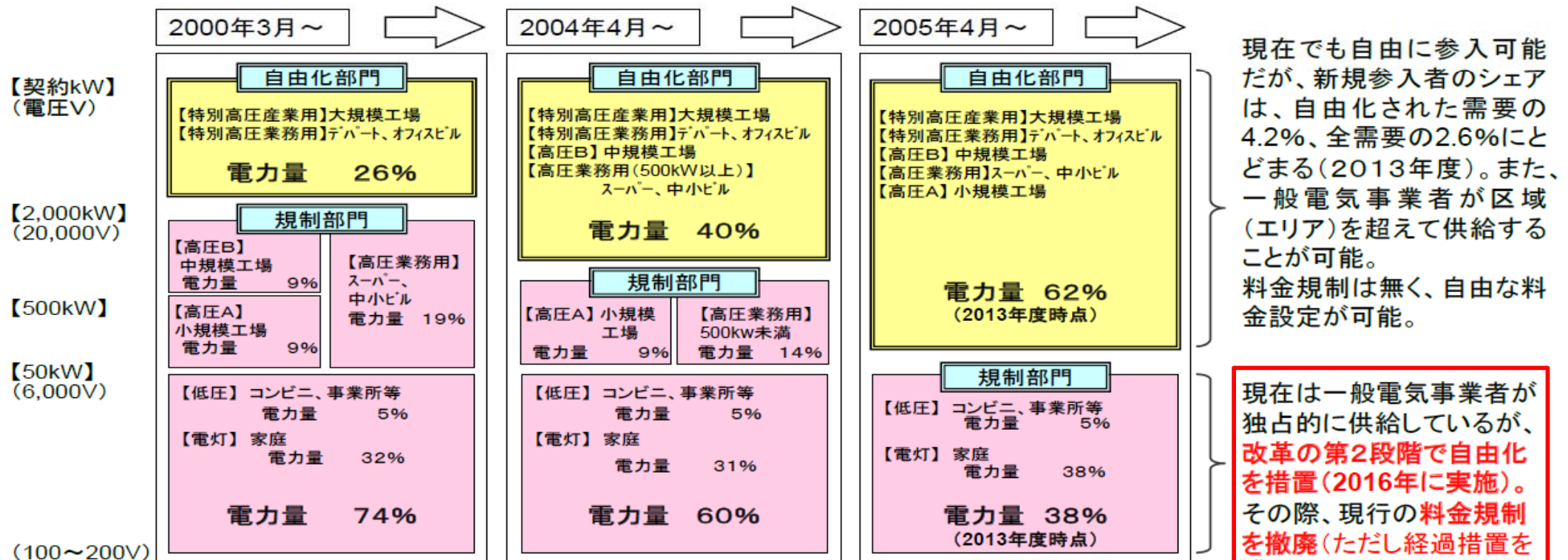
平成25年4月2日、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方針による送配電部門の中立性の一層の確保、という3本柱の改革を行うこととされている。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成27年(2015年)4月	平成25年臨時国会において成立 (第2、第3段階改正のプログラム規定あり)
【第2段階】 小売及び発電の全面自由化	平成28年(2016年)4月	平成26年(2014年)通常国会において成立
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保	平成32年(2020年)4月	平成27年(2015年)通常国会において成立

「電気事業」概念の見直し(※赤点線囲みが「電気事業」)



- 第2弾の改正電気事業法に基づき、一般家庭向けの電気の小売業への新規参入が2016年から可能に。これにより、新規参入を通じた競争の促進が期待される。また、家庭も含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるように。
- 需要家保護の観点から、規制料金メニューを一定期間は経過措置として残す。
- 安定供給の要である送配電部門については自由化せず、規制部門として、引き続き地域独占の下で安定供給を担う。



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、平成16年(2004年)4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

固定価格買取制度における買取価格の推移

- 再生可能エネルギー源を用いて発電した電気は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成24年7月施行)により、**国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づけ**。
- 法施行後**3年間**は、供給者が受ける**利潤に特に配慮**することとされていた。(同法附則第7条)

- ★ そのため、買取単価は、**これまでの売電単価と比べ、非常に高いものとなっている**。
(H25決算におけるFIT非認定の売電単価の最高値は一般電気事業者で11.6円、新電力で16.09円)
- ★ 平成27年度以降は、法附則に定める「特に配慮」の期間外となるが、それでもなお、通常の売電価格よりは高く設定されている。
- ★ しかし、買取価格の下落、平成26年度に発生した接続保留の問題、平成28年5月25日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」による制度の見直し等が、今後、公営企業の太陽光発電導入にも影響を与える可能性がある。

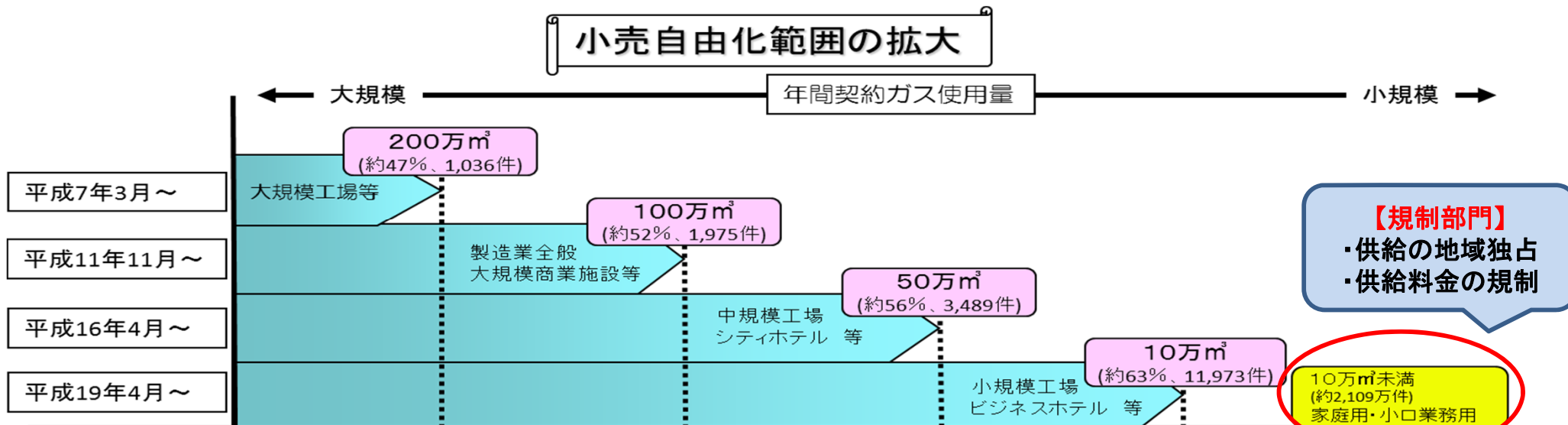
買取価格の推移

	太陽光		風力		中水小力			バイオマス
	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	一般廃棄物 (その他バイオマス)
価格(税抜き)								
H24年度	40円	42円	22円	55円	24円	29円	34円	17円
H25年度	36円	38円						
H26年度	32円	37円						
H27年度	27円	33円 (35円)※						
H28年度	24円	31円 (33円)※						
調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年

※ 太陽光の()は出力制御対応機器設置義務ありの価格。北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る地域において、平成27年4月1日以降に接続契約申し込みが受領された発電設備は、出力制御対応機器の設置が義務づけられ、これに該当する発電設備については、「出力制御対応機器設置あり」の調達価格が適用される。設置が義務づけられていない場合には、仮に出力制御対応機器を設置したとしても、「出力制御対応機器設置義務なし」の調達価格が適用される。

ガスシステム改革への対応

平成25年11月より「ガスシステム改革小委員会」において、新たなサービスやビジネスの創出、競争の活性化による料金抑制等を目的として、ガス事業者を調達・供給設備により4つのグループに分類し、それぞれの特徴を踏まえながら小売の自由化範囲の拡大等について検討が行われている。

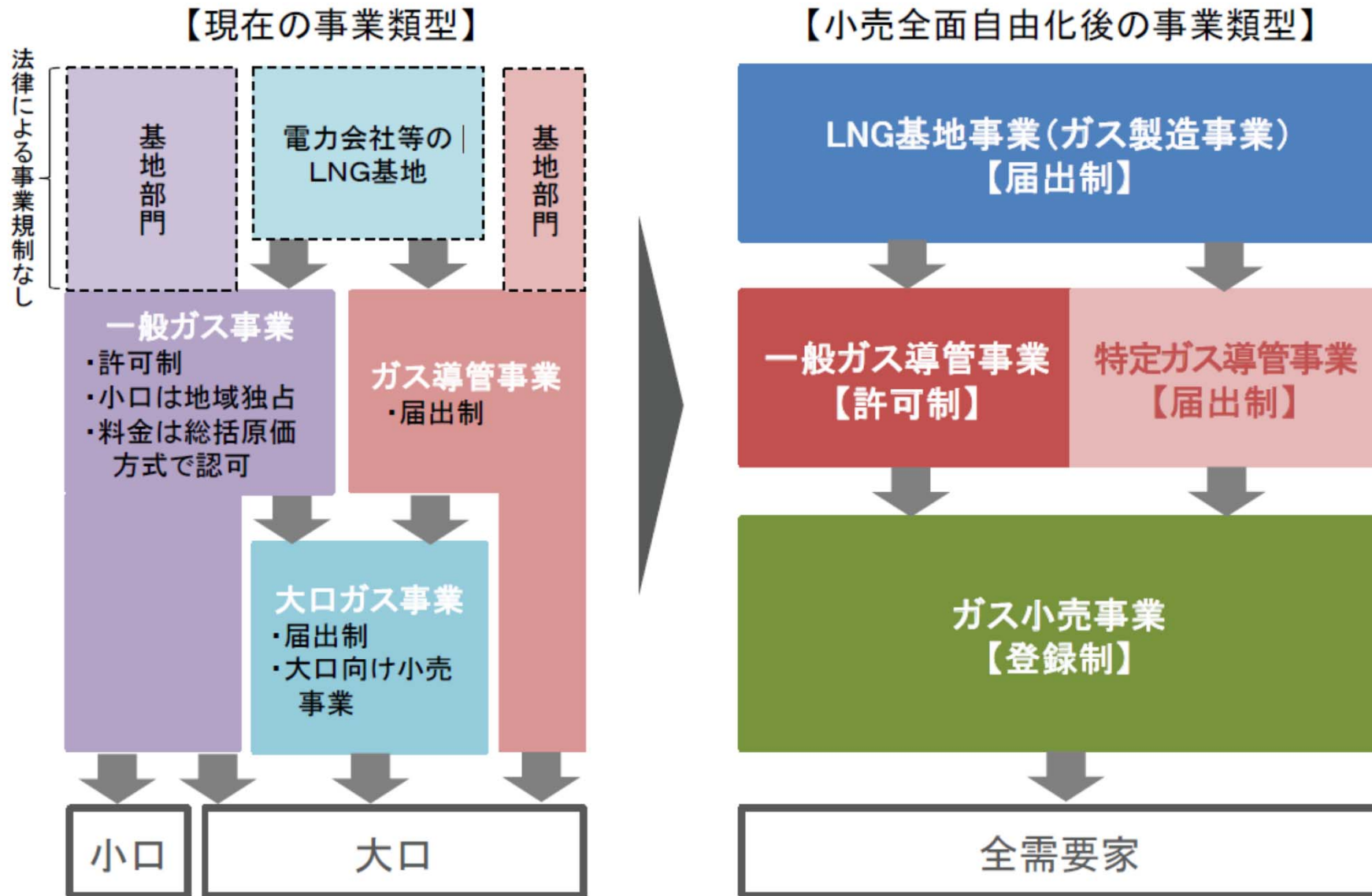


※ () 内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（累積）及び対象需要家件数（調定件数）平成24年度実績

ガスシステム改革小委員会における事業分類

一般ガス事業分類	調達・供給設備	事業者数
第1グループ	多数のLNG基地、大規模導管	3事業者(公営なし)
第2グループ	LNG基地、一定規模の導管網	6事業者(うち公営1)
第3グループ	導管による卸売での調達	119事業者(うち公営22)
第4グループ	タンクローリー等による調達	81事業者(うち公営5)

ガス事業のライセンス制の導入



ガスシステム改革で講ずる措置

1. 家庭・中小企業向けも含め、全ての小売の地域独占を撤廃し、料金規制を原則廃止。ただし、需要家保護の観点から、規制料金メニューを経過措置として残す。

電力システム改革と共通

- **約2.4兆円の市場**が開放され、**約2,600万の需要家**が潜在的な顧客となる。
- 小口需要家も、ガス会社や料金メニューを自由に選択できるようになる。
- 需要を賄うために小売事業者に必要な供給力確保を義務付ける(空売り規制)。
- 競争が不十分な中でガス料金を自由化した結果、料金引上げが生じないようにする。
(経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認。)

2. ガス事業の類型見直しとライセンス制への移行

電力システム改革と共通

3. LNG基地の第三者利用の促進

北海道における都市ガスについて

一般ガス事業者供給区域
エリアマップ
(北海道経済産業局管内)

○北海道における都市ガスとプロパンガスの料金比較

都市ガス a	プロパンガス平均 b	b/a
9,321円	16,854円	1.8

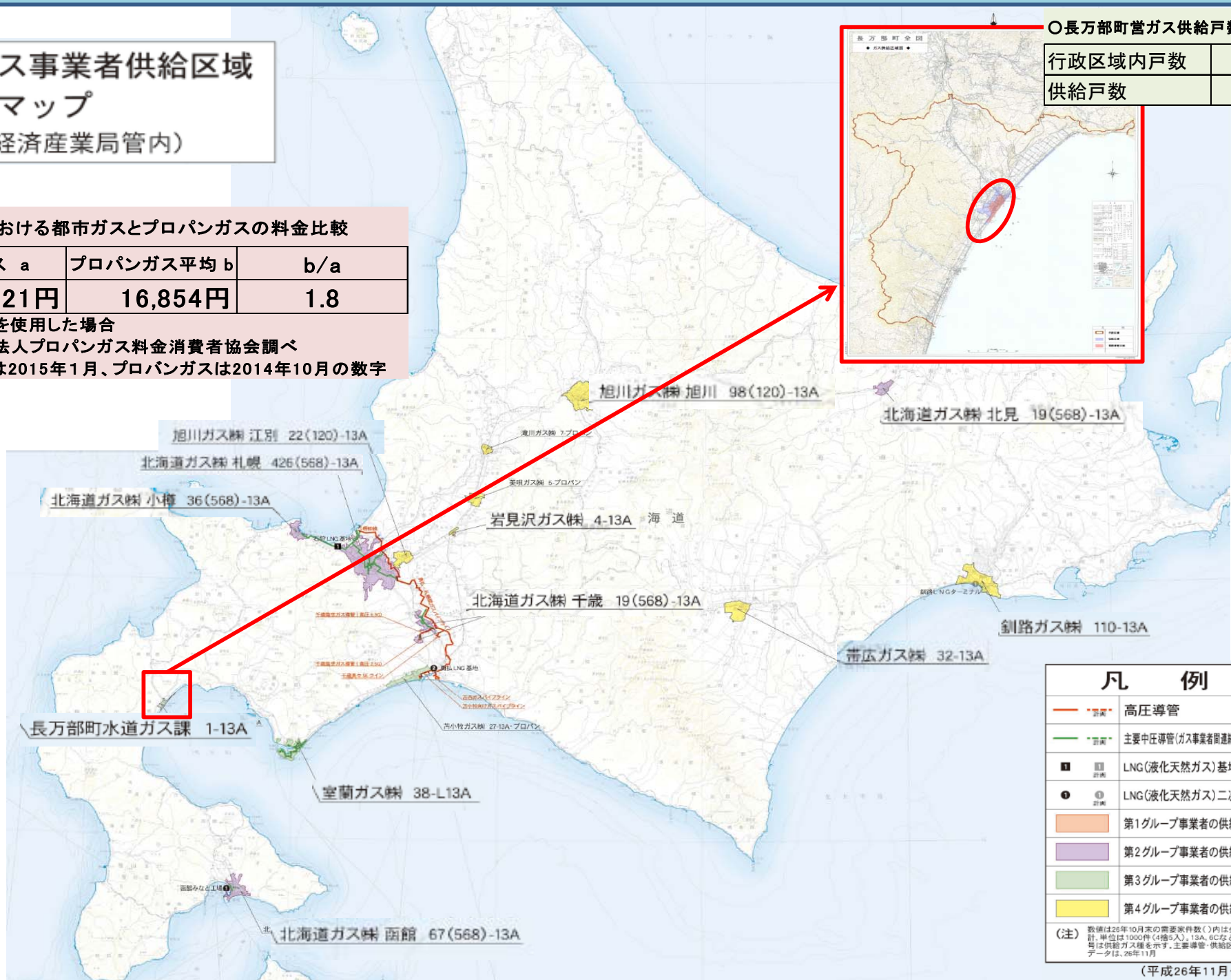
※月間20㎡を使用した場合

※一般財団法人プロパンガス料金消費者協会調べ

※都市ガスは2015年1月、プロパンガスは2014年10月の数字

○長万部町営ガス供給戸数(H26年度決算データ)

行政区域内戸数	2,977戸
供給戸数	1,126戸



凡 例	
	高圧導管
	主要中圧導管(ガス事業者間連絡導管等)
	LNG(液化天然ガス)基地
	LNG(液化天然ガス)二次基地
	第1グループ事業者の供給区域
	第2グループ事業者の供給区域
	第3グループ事業者の供給区域
	第4グループ事業者の供給区域
(注) 数値は26年10月末の需要案件数()内は会社計、単位は1000件(4捨5入)。13A、6Cなどの記号は供給ガス種を示す。主要導管・供給区域のデータは、26年11月	

(平成26年11月作成)